

2021年2月12日

各位

会社名 五洋インテックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 川勝 宣昭
(JASDAQ・コード7519)
問合せ先
役職・氏名 取締役 菊地 徹
電話 03-6281-9861

外部調査委員会の調査報告書の公表に関するお知らせ

当社は、2020年10月20日付「外部調査委員会設置に関するお知らせ」にてお知らせした通り、当社の連結子会社である五洋亜細亜株式会社において、当社の元従業員が金銭を貸し付けていると主張している（以下、「本件貸し付け」といいます）事が判明した事を受け、外部の専門家による調査委員会を設置し、本件に係る全容の解明を行うため調査をしております。

調査の結果について、2021年2月10日付で外部調査委員会より添付の調査報告書（以下「本報告書」といいます）を受領いたしましたので、以下の通りお知らせいたします。

1. 本件貸付における主張の概要

本件貸付における主張の詳細につきましては、添付の「本報告書」をご覧ください。

なお、本報告書におきましては、個人情報及び機密情報保護の観点から、個人名並びに会社名等（当社及び五洋亜細亜の役員及び元役員、特に重要と認められる法人名を除く）につきましては、非開示とさせていただきます。

2. 当社連結財務諸表に与える影響

本報告書を受けて、本件貸し付けにおける金銭消費貸借契約について、現時点における当社連結財務諸表に与える影響は無いものと考えておりますが、本報告書に記載の本件貸し付けを含むそれ以外の取引に係る会計処理につきましても、再度精査の上で真相を解明することといたします。

3. 再発防止策について

当社は、「本報告書」に記載されております、外部調査委員会が認定した事実と原因分析に基づいた再発防止策の提言を真摯に受け止め、再発防止策を早急に策定の上、実行してまいります。また、具体的な再発防止策は、まとまり次第、速やかに公表いたします。なお、外部調査委員会からの再発防止策に係る提言の詳細につきましては、添付の「本報告書」をご参照ください。

4. 今後の対応について

当社は、2021年1月29日付「当社連結子会社に対する貸金等返還請求訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせした通り、本報告書の受領を待たず訴訟を提起されております。今後の対応につきましては、本報告書の内容を踏まえ、訴訟に対応してまいります。

株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしますこと、深くお詫び申し上げます。

以上

調査報告書

2021年2月10日

五洋インテックス株式会社 外部調査委員会

2021年2月10日

五洋インテックス株式会社 御中

五洋インテックス株式会社外部調査委員会

委員長 永 井 康 之

委 員 笹 尾 菜 穂 子

委 員 鎌 田 修 誠

調査報告書

貴社のご依頼に基づき行った調査の結果を以下の通りご報告いたします。

目次

第1	調査の概要	1
1	外部調査委員会設置の経緯.....	1
2	委嘱事項（調査スコープ）	1
3	調査委員会の構成	1
第2	独立性.....	2
第3	匿名化の指針.....	2
第4	調査手続の概要	3
1	調査実施期間.....	3
2	実施した調査手続きの概要.....	3
(1)	入手資料.....	3
(2)	ヒアリングの実施.....	3
(3)	電子機器に保存されたデータに関する調査.....	4
(4)	アンケート調査.....	5
(5)	監査法人との意見交換.....	5
3	制限事項	6
4	前提	7
第5	調査結果	7
1	前提事実（ヒアリング結果に食い違いがなく証拠によって容易に認められる事実）	7
(1)	五洋インテックスの概要	7
(2)	医療インバウンドビジネスへの参入.....	7
(3)	2018年の第三者委員会の設置	8
(4)	2019年4月28日の臨時株主総会の開催.....	10

(5)	キュアリサーチの質権実行	11
(6)	MNCの買収とメディカルツーリズム事業の展開	12
(7)	2020年の調査委員会報告書と特設注意市場銘柄指定.....	15
(8)	A氏、D氏の参画	16
(9)	梅野氏の代表取締役就任	17
(10)	梅野氏の退任等.....	17
(11)	本件貸付に関する契約書の存在及び金銭の移動.....	18
2	本件貸付の存否.....	21
(1)	A氏ヒアリング結果の概要.....	21
(2)	梅野氏ヒアリング結果の概要.....	22
(3)	当委員会の判断.....	22
3	本件貸付の類似事案が他に存在する可能性—ガバナンスの欠如.....	35
(1)	五洋亜細亜における取締役会によるガバナンスの欠如	35
(2)	五洋亜細亜における親会社によるガバナンスの欠如.....	39
(3)	五洋亜細亜の印鑑及び通帳の管理	41
(4)	五洋亜細亜及びその取引会社と梅野氏の関係.....	43
(5)	本件貸付の類似事案が他に存在する可能性の検討.....	54
4	本件貸付の発覚並びにその後の調査及び公表に関する問題.....	55
(1)	事実経過.....	55
(2)	以上の事実経過の問題点	57
第6	再発防止策及び提言.....	59

第1 調査の概要

1 外部調査委員会設置の経緯

5 五洋インテックス株式会社（以下「五洋インテックス」という）は、2020年7月下旬、五洋インテックス従業員のA氏から、同年3月に連結子会社の株式会社五洋亜細亜（以下「五洋亜細亜」という）に対して合計金3500万円を貸し付けた（以下「本件貸付」という）との主張とともに、本件貸付にかかる金銭消費貸借契約書の写しの提示を受けた。その後、五洋インテックスが社内調査を実施したところ、その過程で、五洋インテックスの連結財務諸表に含まれない銀行口座が発見された。

10 そこで、五洋インテックスは、本件貸付の存否、経緯等事実関係の確認、その他の契約の有無等の把握等を目的として、五洋インテックスと利害関係を有しない外部の専門家から構成される外部調査委員会（以下「当委員会」という）を2020年10月20日に設置し、同日、その旨を適時開示した。

15 2 委嘱事項（調査スコープ）

当委員会は以下の事項について五洋インテックスの委嘱を受け、調査を実施した。

① 本件貸付の経緯、存否及び整合性に関する調査及び事実の認定

20 ② 本件貸付の類似事案が他に存在する可能性の調査及び検討

3 調査委員会の構成

当委員会の構成は以下のとおりである。

25 委員長 弁護士 永井康之（永井康之法律事務所）

委員 弁護士 笹尾菜穂子（弁護士法人清和）

委員 公認会計士 鎌田修誠 (暁アカウンティングアドバイザー)

5 委員長及び各委員は五洋インテックス及び五洋亜細亜から業務を受任したことはなく、五洋インテックス及び五洋亜細亜とは何ら利害関係を有しない。

当委員会が調査を実施するに当たり、五洋インテックスの従業員である以下の者を当委員会の事務局として活用し、ヒアリングの日程調整や必要な資料の収集及び提出等を行なわせた。

10	取締役	菊地	徹
	経営企画室 室長	B	
	管理本部	C	

第2 独立性

15 当委員会は独立性の確保を実現するため、五洋インテックスとの間に覚書を交わし、概要以下の事項について合意した。

- ① 調査報告書の起案権は当委員会に専属すること
- ② 当委員会は収集した証拠に基づいて自由心証により事実を認定すること
- 20 ③ 当委員会は五洋インテックス及びその経営陣に不利な内容であっても報告書に記載すること
- ④ 五洋インテックスは報告書の内容に介入しないこと
- ⑤ 五洋インテックスは本件調査に関して当委員会に全面的に協力すること
- ⑥ 当委員会が調査の過程で収集した資料等は、当委員会が処分権を有すること

25

第3 匿名化の指針

5 本報告書においては五洋インテックス及び五洋亜細亜の役員及び元役員
以外の個人名を匿名とした。また、五洋インテックスのグループ会社、監査
法人、銀行及び証券取引所以外の法人名を原則として匿名としたが、新双日
株式会社（以下「新双日」という）及び上海泛亜国際旅行社有限公司（以下
「上海泛亜」という）は本件における重要性に鑑みて顕名とした。

第4 調査手続の概要

1 調査実施期間

10 当委員会は、2020年11月4日から2021年2月10日までの間、
本件調査を行った。また、調査開始前に複数回の事前協議を行なったほか、
Zoom を利用してオンラインで16回にわたって委員会を開催し、調査の実
施及び報告書の作成について協議した。なお、事務局は資料の収集及びヒア
リングの日程調整等に関する部分のみ参加し、証拠の評価、報告書の方向性
等に関する部分は委員のみで協議を行なった。

15 2 実施した調査手続きの概要

(1) 入手資料

当委員会は以下の資料を入手し、当委員会が有意と認めたものをレビュー
した。

- 五洋インテックスから提供された資料
- 20 ● ヒアリング対象者から直接提供された資料
- A氏の代理人弁護士から提供された資料
- 一般に入手可能な公開情報
- 当委員会が設置した電子メールに対する投函

(2) ヒアリングの実施

25 当委員会は以下の関係者に対して面談又はZoomを利用したWeb会議に
よってヒアリングを実施した。

- ア 本件貸付の当事者
- 梅野拓実氏 元五洋インテックス代表取締役
 - A氏 元五洋インテックス従業員
- イ 社内調査開始前に本件貸付を認識していた者
- 5 ● 小野高志氏 元五洋亜細亜取締役、元五洋インテックス社長室長
- D氏 五洋インテックス管理本部部長
 - E氏 元 a 証券代表取締役
- ウ 五洋亜細亜の従業員
- F氏 元五洋亜細亜従業員
- 10 ● G氏 元五洋亜細亜従業員
- エ 五洋亜細亜の会計業務及び監査について知識を有すると思われる関係者
- 監査法人コスモス 元五洋インテックス監査法人
 - フロンティア監査法人 五洋インテックス監査法人
 - b社 五洋亜細亜記帳業務アウトソーシング先
- 15 ● c社 MNC株式会社に対するデューデリジェンス担当社
- 林明華氏 五洋亜細亜元取締役
 - H氏 五洋インテックス会計担当者
- オ 社内調査に関与したもの
- 川勝宣昭氏 五洋インテックス代表取締役
- 20 ● 菊地徹氏 五洋インテックス取締役
- B氏 五洋インテックス経営企画室室長
- (3) 電子機器に保存されたデータに関する調査
- 当委員会は五洋インテックスから A氏が職務上使用していたノートPC及び梅野拓実氏（以下「梅野氏」という）が使用していたノートPC内のデータの複製が保存されたハードディスクドライブを入手した。しかしながら、
- 25 後者は社内調査時に梅野氏のノートPC内に保存されていたデータをコピー

した記録媒体であって、オリジナルの記録媒体でないことから、調査前に削除されたデータを復元できないこと、A氏と梅野氏との間における本件貸付に関するやりとりが主に私用のLINE等を用いて行われていたことなどから、専門業者による削除データの復元作業は行っていない。保存されたファイルは委員において内容を確認し、有意と判断したものにつき精査した。

5 (4) アンケート調査

当委員会において、メールアドレスを開設し、五洋インテックスの全社員に対し、2020年12月7日付で、

- 10 ① 本件貸付に関する事情
② 他の従業員からの貸付の有無ないしその可能性
③ 簿外債務の存否ないしその可能性

について情報提供の呼びかけを行なった。

15 また、当委員会は、2020年12月7日、五洋インテックスの現取締役に対し、

- ① 本件貸付に関する事情
② 五洋亜細亜取締役に関する事情
20 ③ 本件貸付の実行に利用された銀行口座に関する事情
④ 他の簿外債務の存否ないしその可能性

について、アンケート調査を行い、全員から回答を得た。

(5) 監査法人との意見交換

25 当委員会は、2021年2月8日、五洋インテックス株式会社に対して事前に開示しないことを約して、本意見書において認定しようとしている事実

及び当該事実を前提とした判断内容を監査法人に開示し、その意見を聴取した。

3 制限事項

当委員会の調査は以下の各事項について制限された。

5

① 梅野氏に対して調査開始時点からヒアリングを求めていたものの2021年1月26日までヒアリングをすることができなかった。

② 唐沢ムエ氏（以下「唐沢氏」という）に対して電子メールを送信してヒアリングへの協力を求めたものの応答がなかった。また、五洋インテックスは中国の唐沢氏に対する郵便を上海泛亜気付で送付していて、上海
10 在住とされる唐沢氏の住所を把握していなかった。

③ A氏に対するヒアリングの際に梅野氏及び小野高志氏（以下「小野氏」という）との2020年1月以降のLINE及びショートメール等を利用した全てのやりとりについて資料を提出することを求め、その同意を得たものの、後にA氏の代理人弁護士から訴訟手続を行なうため一部を除いて開示しないとの連絡を受けた。
15

④ MNC株式会社（以下「MNC」という）の当時から五洋亜細亜の税務会計を行っていた税理士に対してヒアリングへの協力を求めたものの、ヒアリングへの協力を得られなかった。

⑤ 五洋インテックスに対して五洋亜細亜の全ての総勘定元帳の提出を求めたものの、社内に存在しないとのことで提出を受けることができなかった。税理士、監査法人、会計業務のアウトソーシング先、買収時のデューデリジェンス担当社などに確認して入手するよう求めたものの、A氏のノートPCに保存されていた五洋亜細亜の2019年度の総勘定元帳
20 を除き、他の年度の総勘定元帳は入手できなかった。

25

⑥ 現在の新双日の登記上の代表者に対してヒアリングへの協力を求めたも

のの協力を得られなかった。

- ⑦ 五洋インテックスに対してMNCの過去の税務署提出資料の写しを入手して提出するよう求めたものの本報告書作成までに提出されなかった。

5 4 前提

本報告書は、2021年2月10日現在、当委員会が2項の調査手続きによって取得した情報に基づいて作成され、それ以外の方法による調査は実施していない。また、2項の調査手続きにより得られた情報以外の情報をもって、検証を行っていない。本報告書は当委員会に提出された関係資料が、全て真正かつ完全な原本又はその写しであることを前提に作成された。本件調査には、前項の制限事項を含め、任意調査によることの限界や、時間的制約が存在した。本件調査は、本件貸付の経緯、存否及び整合性並びに類似事案の有無に関する調査を中心に、限られた時間内に行われたものである。そのため、関連する不適切行為について網羅的に調査したものではない。また、本件調査は、対象会社からの委嘱を受けて行われたものであり、調査報告は対象会社に対して行われたものである。このため、本件調査の結果は、第三者に依拠されることを予定しておらず、いかなる意味においても、当委員会は第三者に対して責任を負わない。

20 第5 調査結果

- 1 前提事実（ヒアリング結果に食い違いがなく証拠によって容易に認められる事実）

(1) 五洋インテックスの概要

五洋インテックスは1979年に創立したインテリア・テキスタイルの専門商社である。東京証券取引所が運営するJASDAQに株式を上場している。

(2) 医療インバウンドビジネスへの参入

5 五洋インテックスは2015年ころ、同社の社外取締役から、a証券の紹介を受けた。そして、2017年5月19日、a証券をフィナンシャルアドバイザーとして、新会社を設立し、先端医療検査に関わるサービス事業に参入することを決めた。そして、新会社設立資金等を用途とし、第三者割当による増資を行なうこととした。同年6月30日にはI氏らによる増資の払い込みが完了した。I氏は医師で新会社を全面的に支援・協力することが公表されていた。2017年7月7日には新会社として株式会社キュアリサーチ（以下「キュアリサーチ」という）が設立され、同年9月13日には、同社を通じてメディカルツーリズムサービスを展開していくことが公表された。

10 しかし、増資の際にI氏に割り当てられた株は、2018年3月23日、市場外時間外取引によって譲渡された。

(3) 2018年の第三者委員会の設置

15 これと前後した2018年3月27日に五洋インテックスが新規事業として行なったタブレット端末の販売に関して、売上計上の方法について懸念がある旨の指摘を受けたことから、過去4期分の決算の適正性に関して第三者委員会の設置が公表された。同年5月7日に報告書が提出され、取引自体が架空のものであるとして決算が過年度訂正された。そして、同年6月20日の取締役会において、再発防止策が決議された。また、同年7月24日には、東京証券取引所による公表措置の実施及び改善報告書の提出請求がなされた。改善報告書は同年8月7日付で東京証券取引所に提出された。

20

上記改善報告書の「子会社管理体制の再構築による管理・統制機能の強化」という項目には以下の改善策を実施する旨が記載されていた。

- 子会社の取締役に就任している当社代表取締役社長は、子会社の監査役に就任している当社社外取締役の重要な子会社議体への出席と取締役会への出席に加え、日常業務における点検のため、毎月当社の管理担当取締役による子会社の決裁書類の閲覧・確認を行なう
- 25

- 社外取締役及び監査役の子会社の経営状況の把握のため、子会社の代表取締役は、当社の月次の定例取締役会に出席して、経営状況の報告を行なう
 - 2018年11月までに、内部監査室による関係会社管理規定及び子会社の職務権限規定の内容を洗い出し、必要に応じて親会社である当社の承認を要する旨の規定の改訂を実施する
 - 子会社の業績は、今後の医療技術の革新や法令等により大きく左右されることが想定されるため、当社取締役会による承認が必要な場合には、医療分野の外部の専門家に事業の成長性・リスクに関する意見を求めることを必須事項とする
 - 企業統治に関する十分な知見及び経験を有しているかの確認のため、子会社における役員人事については、履歴書・職務経歴書を詳細に記載した書面を求める
 - 人材の招聘については、当社グループとの利害関係の有無や紹介者との関係について取締役会において精査する
- また、2019年2月22日には、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した改善状況報告書が提出された。同改善状況報告書の「子会社管理体制の再構築による管理・統制機能の強化」に関する対応・改善状況には、概要次のような記載がされていた。
- 2018年8月以降当社取締役会には子会社代表取締役がオブザーバーとして出席し、子会社の事業計画・業績につき、報告している。管理担当取締役が子会社の決済書類を確認することとし、関係会社管理規程を改定した
 - 内部監査室による子会社監査において、決裁書類を確認し、問題等は無かった。今後も四半期での監査時に確認する
 - 内部監査室において関係規程を洗い出し、改訂を行なった

- 2018年7月以降子会社代表取締役社長及び業務担当社員が医療分野に関する研修を受けている
- 2019年1月まで子会社役員の採用はない。今後採用の際には、当社管理部において、身上及び当社グループとの利害関係や、過去の所属組織等を精査した上で、管理担当取締役より、取締役会に報告、協議を行なうようにしている

5

(4) 2019年4月28日の臨時株主総会の開催

五洋インテックスは、2018年11月20日、株主らから、臨時株主総会の招集請求に関する書面を受領した。株主総会開催の目的である事項は当時の代表取締役である大脇功嗣氏（以下「大脇氏」という）及び監査役1名の解任並びに取締役として梅野氏、宮原雄一氏（以下「宮原氏」という）外1名の選任と及び監査役として戸田裕典氏（以下「戸田氏」という）の選任だった。このうち解任を求められていた監査役1名は2019年2月7日付で本人の申し出によって辞任し、取締役選任候補のうち1名は後に提案が撤回された。なお、梅野氏はその略歴に2009年4月以降 Shanghai Intercontinental Travel Service Co., Ltd の現任副総経理であること、2009年6月以降中国関係に強いパイプを持つ専門商社の現任社外取締役であることが記載されていた。後に中国関係に強いパイプを持つ専門商社の社名が新双日であることが開示された。

10

15

請求人にはキュアリサーチ設立時の増資に応じた株主が複数含まれていた。これらの株主をとりまとめていたのは増資の際にアドバイザーを務めたa証券代表取締役のE氏で、請求の動機は増資を行なった際の先端医療検査事業がうまくいっていないことにあった。E氏は知人の紹介で梅野氏と知り合って、復旦大学の客員教授として金融の講義を持っているという話を聞いたり、中国語の著書を見せられたりして梅野氏のことを信用するようになり、インバウンドビジネスのコンサルティングを手がけていると聞いて、五洋イ

25

ンテックスの取締役候補として考えるようになった（E氏、梅野氏、小野氏ヒアリング結果）。

5 請求人らは2018年12月27日付で名古屋地方裁判所に対し、株主総会招集許可申立を行なった。五洋インテックスは、いったんは2019年3月19日に臨時株主総会を開催することを決めたものの、同年3月4日の取締役会において、提案株主が医療ビジネスを含む新規事業の強化に主眼を置いているのに対し、2018年6月20日の取締役会において決議した会計不正の再発防止策において、新規事業の廃止及び本業以外の新規事業の予定がないことを株主に説明していること等を理由として、臨時株主総会の開催
10 を中止した。しかしながら、2019年3月7日には、名古屋地方裁判所から株主総会招集許可申立事件の決定書が届き、同社は改めて同年4月22日に臨時株主総会を開催することとした。また、同年3月13日には、臨時株主総会の開催日が同年4月28日に変更された。

15 2019年4月28日、臨時株主総会の結果、大脇氏は解任され、梅野氏と宮原氏が新たな取締役に選任され、戸田氏が新たな監査役に選任された。その後の取締役会で、解任された大脇氏にかわって宮原氏が新たな代表取締役となった。臨時株主総会で非常に大きな声で発言し、梅野氏の印象に残った人物が小野氏だった。このとき梅野氏は小野氏と面識がなかったが、E氏は数ヶ月前に知人の紹介で会食し、臨時株主総会について話を聞いたことが
20 あった。小野氏はかつて上場企業の代表取締役や取締役を務めていて、こうした方面の経験があった。E氏は小野氏の話聞いて感心したものの、小野氏自身が過去に刑事事件に巻き込まれた経験を話したため、小野氏を五洋インテックスに入社させることは考えなかった（E氏、梅野氏、小野氏ヒアリング結果）。

25 (5) キュアリサーチの質権実行

臨時株主総会の招集請求に関する書面が到達した1月ほど後の2018

年12月28日、大脇氏の資産管理会社であるd社から五洋インテックスに対し、運転資金の確保を目的として9千万円が貸付けられた。返済期限は2019年3月20日とされ、株式担保契約が締結されてキュアリサーチの全株式が担保となった。また、返済期限である同年3月20日の取締役会では、
5 資産管理会社の申し出によって、返済期日を同年4月19日まで1か月延長することが決議された。また、同年4月19日には、返済スケジュールを変更して分割返済にすることが合意され、24回の分割払いによって返済を実施することになった。同じ日にキュアリサーチの株式に対する質権設定契約も締結された。

10 2019年4月28日、前述の五洋インテックス臨時株主総会が開催された。同じ日にキュアリサーチも臨時株主総会を開催し、その後の取締役会で梅野氏がキュアリサーチの代表取締役に選任された。しかし、このことを公表した同年5月7日、d社から五洋インテックスのもとに、同社が同年4月26日にd社に対する1回目の弁済を怠ったことから、キュアリサーチの株式に設定された質権を実行した旨の通知が届いた。そして、d社は東京地方
15 裁判所に仮処分を申立てキュアリサーチの株式の帰属が争われた。2018年6月、五洋インテックスは、キュアリサーチの株式が同年4月27日時点でd社に移転したことを前提に、その帰属を争わないこととした。そのため、キュアリサーチの役員選任に関して五洋インテックスが行った公表は同年6
20 月27日に取り消された。

(6) MNCの買収とメディカルツーリズム事業の展開

MNCは2017年12月11日に設立された旅行業等を目的とする株式会社である。設立時の取締役は代表取締役を務める唐沢氏で、設立数日後の同年12月15日から林明華氏(以下「林氏」という)が取締役に加わった。
25 なお、このとき林氏にMNCの取締役になるように依頼したのは梅野氏だった(MNC閉鎖事項全部証明書、林氏、梅野氏ヒアリング結果)。

インバウンド事業を進めるために大脇氏を解任して宮原氏と梅野氏が新たに五洋インテックスの取締役になったものの、キュアリサーチの経営権を巡って大脇氏と紛争が生じ、代表権争いの目的である新規事業の強化が困難になった。キュアリサーチにかわってメディカルツーリズムを推進する子会社を手に入れるため、五洋インテックスは、2019年6月12日の取締役会において、旅行業の許認可を取得しているMNCの株式取得を取得して子会社化することを決議した。MNCを買収先企業として五洋インテックスに紹介したのは梅野氏だった。この買収が公開された2019年6月12日、五洋インテックスはMNCとの間には資本関係、取引関係、人的関係、関連当事者への該当状況いずれもない旨を開示した(2019年6月12日付五洋インテックス臨時取締役会議事録、梅野氏、E氏ヒアリング結果)。

2019年6月13日から6月18日にかけて、c社による財務調査が実施された。調査項目は「2018年12月期の財務調査項目(申告書、決算書、科目内訳書、総勘定元帳、契約書等証憑類、メールによる確認)」だった。また、2018年12月31日現在の現金及び預金の内訳として、三菱UFJ銀行の277万6794円及び三井住友銀行の88万1437円が記載されていた。c社の実務においては、特段の事情がない限り、この欄に残高ゼロの口座を記載することはしていない。デューデリジェンスの際の資料に含まれていたMNCの組織図には林氏の名前が中国インバウンド担当取締役及び会計担当として記載されていた(財務調査報告書、c社ヒアリング結果、MNC組織の概要図)。五洋インテックスは2019年7月12日にMNCの株式の譲渡を受けた。

また、MNCの買収完了前の2019年7月2日、五洋インテックスの取締役会において、メディカルツーリズムサービス事業の早期収益化を図るため上海泛亜の買収を予定し、そのためにデューデリジェンスを行なうとの決議がなされた。MNCのデューデリジェンスを行なったc社がデューデリジ

5 エンスを行なって7月29日に結果を報告した。この会社をこのまま買うと
問題が起きるとアラームを出して、監査に耐えるようにするのであれば工数
がかかるとの内容だった。その結果、同日の五洋インテックス取締役会では
宮原と梅野から上海を訪問して上海泛亜の現状把握をしたい旨の説明がなさ
れた。上海泛亜の買収に向けた努力は、その後も2020年春ころまで続い
て頓挫した（2019年7月2日付五洋インテックス取締役会議事録、20
19年7月29日付五洋インテックス取締役会議事録、c社ヒアリング結果、
2020年3月25日付法務デューデリジェンス追加報告書）。

10 2019年8月9日、メディカルツーリズムの早期収益化を目的として、
五洋インテックスからMNCに4000万円が貸付けられた。またMNCは、
2019年8月13日上海泛亜と業務提携を締結した。上海泛亜の代表者は
董事長のJ氏で、その事業内容は高度医療を受けたい中国の顧客を主に日本
に送客する事業となっていた。この業務提携が公開された2019年8月1
6日、五洋インテックスは上海泛亜国際旅行社との間には資本関係、取引関
15 係、人的関係、関連当事者への該当状況いずれもない旨を開示した。

20 同年8月19日にはF氏がMNCの従業員として入社、同年9月2日にはG
氏も入社した。またMNCは、2019年10月1日、五洋亜細亜株式会社
に名称変更し、同日、梅野氏、陳璐氏（以下「陳氏」という）、小野氏、西岡
茉莉子氏（以下「西岡氏」という）が取締役に就任した。また、監査役に戸
田氏が就任した。小野氏は臨時株主総会の後、医療インバウンド事業を展開
するための病院を五洋インテックスに紹介する際に梅野氏と会って、梅野氏
が深圳に行く際に自分も一緒に行きたいと頼んでいた。その後梅野氏が深圳
に行くときに小野氏も現地で合流することがあった。梅野氏は深圳を初めて
訪れたという小野氏の堂々とした振る舞いに感銘を受けた。五洋インテック
25 スの関係者は小野氏にIR文書に関するアドバイスを求めるようになり、小
野氏は同年9月に入ってから五洋インテックスの社長室室長になった(MNC

閉鎖事項全部証明書、F氏、G氏、小野氏、梅野氏、E氏ヒアリング結果)。

(7) 2020年の調査委員会報告書と特設注意市場銘柄指定

5 五洋インテックスは、2019年11月14日、第43期第2四半期の四半期報告書を東海財務局長に提出した。同報告書には同日付で監査法人コスモス（以下「コスモス」という）のレビュー報告書が付されていたが、実際にはレビュー未了だった。また、当該問題発覚後も同年12月5日までの間、当該事実を公表しなかった。

10 この問題を調査するため、2020年1月15日、五洋インテックスは調査委員会の設置を公表し、調査委員会は、2020年3月4日、調査報告書を提出した。

また、2020年3月11日、五洋インテックスは東京証券取引所から特設注意市場銘柄指定を受けた。上記問題の背景として、次の5点が指摘された。

- 15 ● 元代表取締役及び管理担当取締役は、法定提出期限までに会計監査人の重要な四半期レビュー手続が未了であっても、日付を法定提出期限以前に遡及させた四半期レビュー報告書を受領できれば問題ないと考えるなど、コンプライアンス意識が著しく欠如していたこと
- 20 ● 元代表取締役及び管理担当取締役は、社外取締役・社外監査役に重要な四半期レビュー手続が未了のまま不適切な四半期報告書が提出されているといった情報を適切に連携しないなど、取締役及び監査役の監督・監査機能を阻害したこと
- 25 ● 常勤監査役は、元代表取締役及び管理担当取締役が、会計監査人から適切な対応を図るように繰り返し指摘されていることを把握していたにもかかわらず、知識不足を理由に会計監査人からの指摘に対応するよう求めず、自らの職責を果たす意識が著しく欠如していたこと
- 元代表取締役及び管理担当取締役には、過去において同社が実施すると

5 していた各種改善措置の実施により、同社の内部管理体制の継続的な改善を図る当事者意識が欠如しており、加えて、常勤監査役を含む他の役員は、これらの改善措置について必ずしも十分な注意を払わず、元代表取締役及び管理担当取締役の改善策への対応状況を確認しないなど、適切な内部管理体制の構築に対する意識が希薄であり、改善措置の実行・監督が不十分であったこと

- 同社では、2019年6月末以降、決算・開示業務全般についての的確な指示が可能な管理専任の担当取締役が不在となり、また、それらの業務に精通した人員も配置されないなど、管理部門における適切な業務の体制が構築されていなかったこと

10 最初の項でコンプライアンス意識が著しく欠如していると指摘された当時の管理担当取締役が梅野氏だった（2020年2月1日付五洋インテックス組織図）。

(8) A氏、D氏の参画

15 A氏は10年以上前から小野氏の知り合いで、グループで花見に行ったり、飲みにいったりする仲間だった。IT関係の会社の営業の経験を持っていた。小野氏から仕事が忙しいと聞いて、小野氏の紹介で2019年11月に五洋インテックスに入社し、社長室のメンバーとなった。それまで管理部門の仕事の経験はなかった。2020年1月に入ってから監査法人との対応窓口となったが、それまでに会計書類を取り扱った経験もなかった（小野氏、A氏ヒアリング結果）。

20 D氏は、10年以上前に、小野氏が役員を務めていた会社の業務委託を受けたことから小野氏と知り合った。五洋インテックスに加わるまでは自分の経営する会社で病院に対して広告システムの営業を行っていた。五洋亜細亜の事業として医療インバウンドを展開していくために病院関係者を紹介して欲しいと小野氏経由で梅野氏から頼まれ、面談を設定したのを契機として

5 梅野氏と面識を持って、2020年2月ころ五洋インテックスの内部監査室
室長として勤務するようになった。当初は週に2日か3日出勤していたが、
業務量が多いため、ほぼ常勤になった。D氏の席は五洋インテックスの東京
ショールームにあって、A氏と向かい合わせの場所だった（D氏ヒアリング
結果）。

(9) 梅野氏の代表取締役就任

調査委員会の報告書提出前の2020年2月13日、宮原氏が代表取締役
を辞任し、新たに梅野氏が代表取締役となった。

10 五洋インテックスは、2020年4月2日、内部統制の強化等を目的とし
て71万4000株を第三者割当し、手取概算額9206万2880円を調
達し、同年4月17日、払込みが完了した。

(10) 梅野氏の退任等

15 2020年4月24日開催の取締役会で、同年5月26日に開催予定の臨
時株主総会において、取締役の宮原氏外1名及び監査役1名が退任し、3名
の取締役及び1名の監査役を新任候補者とすることになった。そして、同年
5月11日付で同趣旨の株主総会招集通知が出された。

20 五洋インテックスは、2020年5月14日、同年3月期決算の延期を開
示した。延期の理由は「新型コロナウイルスの感染拡大とそれに伴う緊急事
態宣言による外出自粛要請などの影響により、決算業務及び監査手続きに遅
延が生じたこと」となっていた。また、同年5月18日、新任候補者及び臨
時取締役会開催を取り消し、全取締役、全監査役の全面刷新を検討すること
とした。そして、同年6月2日、同年6月30日の定時株主総会において、
現任取締役及び監査役全員が退任し、新たに取締役5名及び監査役4名を選
任することとした。同年6月22日にはコスモスが次回の臨時株主総会をも
25 って会計監査人を退任し、新たにフロンティア監査法人が就任することが取
締役会決議された。

梅野氏は、2020年6月30日、五洋インテックスの代表取締役及び取締役を退任した。また、2020年7月20日には五洋亜細亜の取締役も辞任した。

5 2020年6月30日の株主総会において、新たに、川勝宣昭氏（以下「川勝氏」という）、菊地徹氏（以下「菊地氏」という）らが五洋インテックスの取締役に就任し、川勝氏が代表取締役に就任した。

10 五洋亜細亜においては、唐沢氏が2020年7月13日、梅野氏及び陳氏が同年7月20日、小野氏が同年6月30日、西岡氏が同年8月7日にそれぞれ取締役を辞任し、同年8月7日に川勝氏が取締役及び代表取締役に就任した（五洋亜細亜履歴事項全部証明書）。

梅野氏は、2020年7月8日、川勝氏に対して、梅野氏、小野氏及び陳氏の辞任届、三菱UFJ銀行田町支店並びに三井住友銀行日比谷支店の五洋亜細亜名義の普通預金口座通帳及び銀行カード、五洋亜細亜の銀行印兼実印1本を引渡し、川勝氏はこれらを預かった。

15 (11) 本件貸付に関する契約書の存在及び金銭の移動

ア 契約書の存在

本件貸付に関する契約書は、2020年3月10日付けで、金3000万円を貸し付ける内容のもの及び金500万円を貸し付ける内容のもの2通が存在する。

20 いずれの契約書も、契約条項に関する記載2ページ、「別紙」返済額、充当、利息等に関する表1ページ、通帳のいわゆる表紙裏のコピー1ページの4ページで編成されている。通帳の表紙裏は、みずほ銀行芝支店のMNC名義の普通預金口座のものである。

25 また、いずれの契約書も、ホチキス及び製本テープで製本され、契約条項に関する記載の1ページ目の製本テープと書面にかけて、五洋亜細亜、梅野氏、A氏の割印が捺印されている。また、契約条項に関する記載2ページ目

の上部余白部分にも、五洋亜細亜、梅野氏、A氏の押印がある。そのうち、五洋亜細亜と梅野氏の印影は、それぞれ実印のものと一致するように見える。

5 いずれの契約条項も、第1条（貸付）、第2条（報告事項）、第3条（期限の利益喪失）、第4条（弁済方法の変更）、第5条（費用負担）、第6条（譲渡）、第7条（反社会的な勢力の排除）、第8条（管轄裁判所）で構成され、末尾には、貸主A氏、借主「五洋亜細亜株式会社（旧MNC株式会社）代表取締役唐沢ムエ、専務取締役梅野拓実」、連帯保証人梅野氏の名下にそれぞれ押印されている。そのうち、五洋亜細亜と梅野氏名下の印影は、それぞれ実印のものと一致するように見える。

10 以上を前提に本件貸付契約を見るに、金3000万円を貸し付ける内容の契約書は、以下の条件で、A氏が五洋亜細亜に対して貸付を行う内容となっている。

貸付金額 3000万円

15 使途 事業実施のための運転資金

貸付実行日 2020年3月20日までに3000万円

「お振込先が別紙」

弁済方法 期日一括

利率 年率3%

20 最終弁済期日2020年9月15日

金500万円を貸し付ける内容の契約書は、以下の条件で、A氏が五洋亜細亜に対して貸付を行う内容となっている。

25 貸付金額 500万円

使途 事業実施のための運転資金

貸付実行日 2020年3月18日までに500万円（なお、「17」日の印字が二本線で削除され、手書きで「18」日に訂正されている）

弁済方法 期日一括

利率 年率3%

5 最終弁済期日2020年9月30日

イ A氏のみずほ銀行芝支店のMNC名義の普通預金口座に対する振込

みずほ銀行芝支店のMNC名義の普通預金口座全体の資金移動の状況については本報告書末尾に資料として添付した。

10 (ア) 3000万円

2020年3月10日、大和ネクスト銀行のA氏の夫名義の口座から、みずほ銀行芝支店のMNC名義の普通預金口座にA名義で1000万円の振込みがなされた。

15 2020年3月11日、大和ネクスト銀行のA氏の夫名義の口座から、みずほ銀行芝支店のMNC名義の普通預金口座にA名義で1000万円の振込みがなされた。

2020年3月12日、東京スター銀行のA氏の夫名義の口座からみずほ銀行芝支店のMNC名義の普通預金口座にA名義で1000万円の振込みがなされた。

20 A氏から提出された資料を確認し、いずれの資金もA夫妻が従前から貯蓄してきたものと認められた。

(イ) 500万円

2020年3月17日、新生銀行のA氏名義の口座からみずほ銀行芝支店のMNC名義の普通預金口座にA名義で250万の振込がなされた。

25 2020年3月18日、新生銀行のA氏名義の口座からみずほ銀行芝支店のMNC名義の普通預金口座にA名義で250万の振込がなされた。

ウ 梅野氏による一部弁済

A氏の代理人から提供された資料によれば梅野氏からA氏に対して次の経緯で弁済がなされた。

- 5 2020年6月21日 手渡しにて14万円
 2020年8月28日 手渡しにて8万6000円
 2020年9月30日 ウメノタクミ名義で20万円振込
 2020年10月30日 ウメノタクミ名義で15万円振込

10 2 本件貸付の存否

(1) A氏ヒアリング結果の概要

- 15 A氏は小野氏の誘いで2019年11月末ころから五洋インテックスの管理部門で働き始めた。それまでIT営業の仕事をしていたA氏にとって管理部門の仕事は初めてで知見はなかった。社長室で増資の準備、監査法人との窓口及びIRなどを担当した。監査法人との窓口業務は1月半ばから行うようになったが、もらった資料を送るだけで細かい内容は見ていない。入社した当時から五洋インテックスは資金繰りに窮していて、梅野氏が社長になってからも状況は変わっていなかった。梅野氏がどこからでもお金を借りたいと言っていたので、自分でも助けになりますかという話をした。五洋インテ
- 20 ックスではなく、五洋亜細亜にお金を貸すことになったのは梅野氏が五洋亜細亜にしてほしいと言ったから。3月10日に額面3000万円の契約をして、3回に分けて合計3000万円を振り込んだ。3月17日に額面500万円の契約をして、250万円ずつ2回に分けて振り込んだ。振込先の口座名義がMNCになっている点は梅野氏から名義変更が済んでいないと説明を受けた。当時他の口座の名義変更が済んでいたかどうかは知らない。五洋イン
- 25 テックスではなく五洋亜細亜にお金を貸すことになったのは梅野氏の希望

5 だった。五洋亜細亜で契約して欲しいと言われた。2回とも製本した契約書を梅野氏が持ってきて、社印も梅野氏の印鑑もA氏の目の前で梅野氏が押した。お金を貸すことにしたのは梅野氏と小野氏が資金繰りで大変そうだったから。2人が協力してやっていくなら大丈夫だと思った。ただし、お金はあくまで会社に対して貸したのであって、梅野氏個人に対して貸したのではない。

(2) 梅野氏ヒアリング結果の概要

10 五洋インテックスの代表者に就任する取締役会が開催された日の午後、A氏からお金を貸しても良いという話があった。当日は資金繰りの話も出て、A氏は取締役会の記録を担当していたので全て聞いていた。最初は冗談だと思って聞き流していたけれども、数回話があったので、2月末ころに本当に会社のことを思って貸してくれるのならばお願いしたいという話をした。A氏が監査や取締役会で名前が出るのは嫌だという話をするので、最初はそんなことは無理だと説明した。自分がお金を借りて、自分の個人口座にお金を15 入れて欲しいという話もした。そのお金は五洋に入れて五洋のために使う。五洋の領収書をつけて渡すという話をした。しかし、入金先は会社の口座でないといけないというのがA氏の主張だった。それで経緯を五洋亜細亜の社長の唐沢氏に相談したところ、唐沢氏がMNC名義の口座を入金先にした五洋亜細亜の契約書を作って渡してくれた。そこにはすでに唐沢氏が自分の印20 鑑を押していた。契約書をきちんと見ていなかったもので、振込先がMNC名義の口座になっているということは知らなかった。A氏の目の前で自分の分の印鑑を押して渡した。MNCの口座が簿外口座だということも知らなかった。5月頃そのことを知った。このお金は自分が個人で借りたお金だと思っている。個人的にお金を調達して返済するつもりだった。

25 (3) 当委員会の判断

ア 判断の枠組み

代表取締役の権限は会社の業務に関する一切の裁判上・裁判外の行為に及ぶ(会社法349条3項)。もっとも、代表者の権限についても民法93条但書きの規定を類推し、相手方が代表取締役の真意を知りまたは知り得べきものであつたときは、法律行為はその効力を生じないとの判例が確立している(最判昭和35年9月5日民集17巻8号909頁)。本件においては直接適用されないものの、この法理は2020年4月1日施行の改正民法107条で明文化された。

したがって、本件においてA氏の五洋亜細亜に対する貸金返還請求権の成否を判断するにあたっては①印鑑を押したのは梅野氏か唐沢氏か、②梅野氏が押した場合には唐沢氏の承諾の有無、③唐沢氏の承諾がない場合は表見代表取締役の成否、④本件口座は簿外口座か、⑤簿外口座にあたる場合はA氏の認識又は過失の有無、⑥本件貸付は五洋亜細亜にとって多額の借財にあたるか、⑦多額の借財にあたる場合は取締役会決議がないことについてのA氏の認識又は過失の有無等が問題となる。

当委員会は上記のうち④及び⑤について検討し、本件貸付の存否を判断した。なお、①、②についてはウ(キ)において敷衍する。

イ 本件口座は簿外口座か

五洋亜細亜の2019年度総勘定元帳には、みずほ銀行芝支店のMNC名義の銀行口座が2019年9月2日に解約された旨記載されている。この総勘定元帳はA氏が業務に使用していたノートPCのデスクトップの「コスモス提示資料」フォルダ内にある「0129_コスモス様提示資料」フォルダに保存された「五洋亜細亜(株) 総勘定元帳 0129」ファイルである。当時A氏は監査法人との連絡窓口を務めていて、当該フォルダはA氏が2020年1月29日にコスモスに提出した資料を保存したものと認められる。もっとも、総勘定元帳上は解約されたことになっている当該口座は、実際には解約されていなかった。

以上を踏まえ、本件口座は本件貸付が行われた2020年3月10日時点では簿外口座であったと認められる。

ウ A氏の認識又は過失の有無

(ア) A氏が五洋亜細亜にお金を貸したという認識を有していること

5 A氏は自らのパソコンに保存された総勘定元帳の記載内容を見ていないと説明している。ヒアリングの際のA氏の説明によれば口座がMNC名義になっている理由は梅野氏からまだ名義変更が済んでいないと説明を受けたため簿外口座とは思わなかったというものであった。これに対して梅野氏は、事前にA氏の方から自分の名前を出したくないと頼まれたと述べている。その
10 一方で梅野氏自身もMNCの口座が簿外口座であることの認識はしておらず、振込先がMNCになった理由については、唐沢氏に事情を説明したところ唐沢氏が契約書を作成したと説明している。

2020年3月23日に五洋インテックスの会計担当者のH氏が五洋インテックスの2月の資金繰りについて説明し、

15

・3/24までに1000万円

・3/30までに1000万円

資金手当検討願います

20

と書いたメールを、小野氏がA氏に対して転送したのに対し、A氏は

小野部長

ご連絡をありがとうございます。

25

資金繰りにつき、厳しい状況である認識です。

ただ、今月に関して言えば、

先日亜細亜に貸した金額でまかなえるかと思いますが、
大丈夫でしょうか。
私にできることございましたら何なりとお知らせください。
どうぞよろしくお願いいたします。

5

と返信している。したがって、A氏自身は五洋亜細亜にお金を貸したとの認識を持っていたと認められる。また、上記メールからも明らかなように3月中には五洋亜細亜にお金を貸したことを小野氏に伝えている（A氏、小野氏ヒアリング結果）。他にもA氏は4月にE氏やD氏に対しても五洋亜細亜にお金を貸したことを伝えている（A氏、小野氏、D氏ヒアリング結果、4月15日のA氏・小野氏・E氏及び梅野氏のライングループのスナップショット）。

10

(イ) A氏はMNC名義のみずほ銀行芝支店の口座が会計上把握されていないことを認識していたこと

15

その一方で、監査法人とのやりとりの窓口になっていたA氏は、五洋亜細亜の会計の証憑のやりとりを把握していた。例えば、A氏は2020年4月28日にコスモスに対して「0428_回答及び亜細亜資料」と題されたzipファイルを用意して送付している。このzipファイルには五洋亜細亜が五洋インテックスから1000万円、g商事から3000万円借入をした際の五洋亜細亜の取締役会議事録、金銭消費貸借契約書、入金を受けた銀行の通帳のコピーが含まれていた。また、A氏は、2020年5月13日、当時記帳業務を行っていたb社の担当者に対し、

20

お世話になっております。五洋インテックスのAでございます。

25

すみません。亜細亜について以下の資料を至急頂戴したいです。

・4月試算表

・4月売掛買掛明細書
・4月末残高が確認できる資料
お手数をおかけします。
どうぞよろしくお願いいたします。

5

と記載したメールを送っている。これに対し、翌5月14日にb社の別の担当者が、

A様

10

お世話になっております。
4月末口座残高の確認資料として、Gさんにご提出いただいた通帳コピーをお送りいたします。
ご確認よろしくお願いいたします。

15

と返信し、同じ日のうちにA氏が、

お世話になっております。五洋インテックスのAでございます。
ありがとうございます！
とても助かりました。

20

お手数をおかけしました。
引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

と礼を述べるやりとりが行なわれている。また、五洋亜細亜の従業員のG氏が2020年6月11日に五洋インテックスの経理担当者のH氏に対して

25

「【資料の送付】通帳コピーと試算表を送付します」と題して送ったメールのCCにもA氏の名前が入っている。こうしたメールに添付された五洋亜細亜

の通帳コピーは三井住友銀行と三菱UFJ銀行の五洋亜細亜名義のもの計2通で、MNC名義のみずほ銀行の通帳は含まれていなかった。

5 頻繁にやりとりされるメールや、自らが用意した資料の中で、A氏は自らの貸金が表に出ていないことを把握していたはずである。しかし、A氏はこれに対して何の苦情も述べていない。

(ウ) A氏が五洋亜細亜の貸借状況について資料をまとめてその内容を会計顧問に相談した際に自らの債権を資料に入れていないこと

10 また、A氏は五洋インテックスの会計顧問として会計監査対応支援を行っていた公認会計士に対し、2020年7月20日、五洋亜細亜の貸借状況をまとめた資料を作成して添付し、

おつかれ様です。

亜細亜の貸借状況について、簡単にまとめてみました。

すみません、添付について確認をしていただけないでしょうか。

15 ⑥、⑦、⑧についてちょっと混乱しております、

⑧のところとか、理解しておりません汗

明日、ちょっと会話をさせてください。

お手数をおかけします。

どうぞよろしく願いいたします。

20

という内容のメールを送っている。A氏が質問した⑥ないし⑧はいずれも当時監査法人との間で問題になっていた上海泛亜に対する貸借である。ここに添付された資料にはA氏自身の五洋亜細亜に対する貸付についての記載がない。

25 (エ) A氏が五洋亜細亜の貸借状況について資料をまとめて全役員に対して送信した際に自らの債権を資料に入れていないこと

そして、A氏は同年7月22日に、五洋亜細亜の貸借の状況をまとめた資料を完成し、以下の内容のメールを五洋インテックスの役員らに送った。

役員各位

5 ご多忙のところ恐れ入ります。

先般より、五洋亜細亜についてご質問をいただいていた事をふまえ、菊地取締役からご依頼をいただき、現時点での五洋亜細亜の貸借状況についてまとめました。

10 借用日、返済日等、詳細な日付については、五洋亜細亜の契約書を管理本部長も知らないうちに

五洋社員が梅野元取締役から預かってしまったため確認できず、現時点では管理部保管であるため、ご不明点がある場合は、管理本部長にご確認をしていただけたらと思います。どうぞよろしく願いいたします。

15

ここに添付された資料にもA氏自身の五洋亜細亜に対する貸付についての記載がない。その理由についてA氏は従業員からお金を借りていることを知られると梅野氏の体裁が悪いと考えたと説明している。また、A氏が代表取締役の川勝氏を訪問し、自らが五洋亜細亜に対して3500万円を貸していると話したのは、このメール送信よりも後だった。

20

(オ) A氏が梅野氏に対し本件貸付けに際して取締役会や監査で名前が出ないようにするよう求めていたこと

25

梅野氏によれば、A氏は本件貸付に際して取締役会や監査で名前が出ないようにすることを求めていた。そのため、梅野氏はまず自分の口座に入金してもらってから、その資金を五洋亜細亜に移すことを提案した。しかし、A氏がこれを拒んだため、みずほ銀行芝支店のMNC名義の口座を利用するこ

とになった。梅野氏の供述には信用できない点が多いものの、梅野氏はLINEで上記提案した部分のやりとりをヒアリング中に委員らに示し、後にそのスナップショット画像を提出した。当該画像には梅野氏がA氏とLINEで通話した後に、

5

ありがとうございます

Aさんの名前でご入金する場合には、まずいので、一旦私の口座にお振り込み後、私から五洋亜細亜から五洋に回す形でいいですか？

10

五洋亜細亜に移してから、その領収書を渡します形でいいと考えています。

と送信した場面がある。スナップショット画像からは日付は確認できないものの、梅野氏によればこれは2020年3月9日のやりとりである。梅野氏とA氏との間でこういったやりとりが直前になされていたという事実は、A氏が監査法人に送っていた五洋亜細亜の資料の中に自らが入金した口座が存在しないことや、自らの貸金についての資料がないこと、また、自身が作成した資料に自身の貸付金を記入していないことと整合する。

15

(カ) A氏が本件貸付について川勝氏に話す前に小野氏、E氏及びD氏に知らせていたことは、A氏が本件貸付について会計上認識されていないことを知っていたことと矛盾しないこと

20

A氏は川勝氏に対して本件貸付について話す前に小野氏、E氏及びD氏に対して本件貸付について話している。しかし、梅野氏はヒアリングにおいてA氏がお金を貸すことにしたのは梅野氏に圧力をかけて小野氏を五洋インテックスの取締役にするためであり、A氏から小野氏を取締役にするように何度も要求されたと話している。この点についても梅野氏はヒアリング後にA

25

氏との LINE でのやりとりのスナップショット画像を提出した。当該画像によると 2020 年 3 月 26 日に A 氏は梅野氏に対し、

小野さんが取締役になるにあたり、
5 Kさんが他の方を推薦しているため難しいと聞きました。
私は、小野さんになっていただくのがいいと思います。

一度 K さんを交えて飲む機会を設定してもよろしいでしょうか？
あとで少しお話をさせてください。
10 お手数をおかけします。

とのメッセージを送信している。また、同年 3 月 31 日には K 氏との間の日程調整を求めた後に、

15 小野さんを取締役にしたいんです！！

と書いて、その後「よろしく願います」とセリフの入ったスタンプを送信している。

また、A 氏から提出された LINE スナップショット画像によれば、A 氏は 2020 年 4 月 15 日に小野氏と E 氏の LINE グループを作成し、
20

直接の LINE で失礼いたします。

現在、五洋の役員選出で色々ご検討を頂いていることと思います。

25 すいません、実は、五洋亜細亜に 9 月末まででお金を貸しております。
梅野さん、小野さんが役員にいらっしゃるからこそその話でございます。

今回、もし、他の方々が入られて、実質、梅野さんが代表でなくなるようなことがあれば、9月末を待たず、お金を返していただこうと思っております。お二人がいてこそその話だったので、お二人以外の方が入ってきて経営方針がぶれるようでしたら、とても不安で、貸してられませんので。。

5
申し訳ございません。
何卒、ご検討の程、どうぞよろしく申し上げます。

10
と書き込んでいる。これに対して小野氏は、

Aさん、
このライングループに梅野さんも招待してください。

15
また、融資実行日、金額も明記してください。

数百万円ではないはずです。よろしくお願ひ申し上げます。

20
と書き込んでいる。A氏は梅野氏をライングループに追加した後、再度同じメッセージを書き込んでいる。小野氏が再度A氏に対して、E氏に金額を伝えるよう依頼するメッセージを書き込んだ後、A氏は、

3/12に3千万円、3/18に5百万円で、金利3%、
9/15、9/30に一括弁済です。

25
と答えた。

また、A氏は2020年7月下旬に川勝氏に対して五洋亜細亜にお金を貸しているということを伝えた。その日付については川勝氏とA氏との間に食い違いがある。

5 川勝氏によれば、A氏に社長室から人事異動する旨の内示を出したところ、本人が難色を示し、翌日以降小野氏から苦情の電話がかかってくるようになった。耳を貸さずに人事異動をしたところ、7月29日にA氏が金銭消費貸借書を持ってきて3500万円を用立てしたという話をした。

10 A氏によれば、川勝氏から異動の内示があつて、異動は不本意だったので、自分の仕事上の成果を説明すると共に金銭消費貸借契約書を持って行って五洋の経営を心配して力になりたいと思っているのでお金を貸したという説明を7月22日に行なつたが、人事異動の判断は変わらずにそのまま異動になった。A氏の代理人によると川勝氏のところに金銭消費貸借契約書を持って行ったのは五洋亜細亜の貸借関係について説明する資料を添付した前記メールを五洋インテックスの役員らに送付した直後である。

15 両者の説明は日付が1週間ずれているものの、A氏が人事異動の判断の変更を求めて金銭消費貸借契約書を示したという点で合致している。

20 そして、A氏が梅野氏に対して送付したLINEメッセージや、E氏に対して本件貸付について話した際のやりとり、そして川勝氏に本件貸付を説明した経緯からすれば、A氏は本件貸付が簿外貸付であることを前提に、本件貸付の存在を示すことで人事上の処遇を要求しているようにもみえる。

A氏が梅野氏に対し、監査や取締役会で名前が出ないようにして欲しいと要求したという梅野氏の説明は、A氏が川勝氏に本件貸付を伝える前に、小野氏及びE氏に対して本件貸付を伝えていたという事実と矛盾しない。

25 また、A氏は4月にD氏にも貸金のことを話している。しかし、D氏から冗談っぽく「決算発表とかあったら名前載っちゃうよ」と言われ、「いや、私から振込んだのかな。どっから振込んだかな」と答えを濁らせて話を終えた

(D氏ヒアリング結果)。A氏がD氏に対して本件貸付を伝えた際の状況は、E氏及び川勝氏に伝えた際の状況とは異なる。しかし、D氏に話をした際のA氏のあいまいな態度は、名前が出ないようにして欲しいと要求されたという梅野氏の説明と合致する。

5 以上の経緯からすると、A氏は五洋亜細亜に対し、取締役会決議等の社内手続を一切行わず、簿外口座に入金することによって、会計上A氏の名前が一切でないように貸付を行なったとの認識を持っていたものと認められる。

(キ) 梅野氏も簿外口座に入金することを認識していたこと

10 なお、梅野氏は事情を説明したところ、唐沢氏がMNCの口座を振込先に指定した契約書を作成し、印も押されていたと説明し、自身が簿外口座であると気がついたのは、5月ころであると述べている。しかしながら、後に詳述するように、梅野氏は五洋インテックスがMNCを買収する前から、MNCの実務に携わっていて、梅野氏の依頼でMNCの取締役として登記された林氏
15 データのデスクトップフォルダには、タイトル名「2020.3.9_金銭消費貸借契約書 NAETO-ASIA」及び「2020.3.17_金銭消費貸借契約書 NAETO-ASIA」というワード文書が保存されていた。前者は、作成者「nonaka」、前回保存者「umeno umeno」、作成日時2020年3月9日、前回保存日同年3月9日、前回印刷日同年3月9日と記録されている。後者は、作成者「nonaka」、
20 前回保存者「umeno umeno」、コンテンツの作成2020年3月12日、前回保存日時同年3月13日、前回印刷日同年3月13日と記録されている。当該各文書の内容は、本件貸付契約の内容（返済期日を手書きで修正した分を除く）と同一である。他のデータの状況から「umeno umeno」は梅野氏
25 自身を表すと考えられ、2020年3月9日に本件文書を最終的に更新したのは梅野氏である。また、後述のとおり、唐沢氏は2018年4月以降国外に居住していると思われ、2020年3月9日に契約内容が決まって、その

後完成した契約書に押印し、翌日までに梅野氏に渡すことは現実的ではない。したがって、A氏が述べるように、本件契約書に社印を押印したのは梅野氏であると認められる。また、本件契約書を完成させたのは梅野氏であって、
5 製本した契約書にMNCのみずほ銀行通帳写しを添付し、A氏の希望に添った契約書を準備したのも梅野氏自身である。梅野氏のヒアリング結果のうち、唐沢氏が契約書に捺印したとか、自身も簿外口座だということに気がつかなかったという部分は、自らの責任を回避してこれを唐沢氏に押しつけようとしているにすぎず、真実とは認められない。

また、本契約書に五洋亜細亜の押印をしたのが梅野氏であるとして、これ
10 に代表取締役である唐沢氏の承諾があったかどうかの点については、梅野氏が、唐沢氏自身が押印した旨を供述し、唐沢氏に対するヒアリングが実施できていない現状においては、いずれとも判断できない。もっとも、梅野氏は当委員会がヒアリング中にA氏とのLINEでのやりとりを示すように依頼したのに対し、手元の携帯電話を取り出して前記引用部分を示したのに対し、
15 何か唐沢氏とのやりとりを示すように依頼した際には、以前は携帯電話を3台持っていて、今持っている携帯電話には唐沢氏とのやりとりがないと答え、これを示すことができなかった。

エ 小括

代表取締役ないし実質的に会社代表者として振る舞う者が貸金契約書に
20 会社の実印を押印して契約を締結した場合といえども、他の取締役、監査役や監査法人に秘して、会計帳簿にいつさい現れないように融資を受けることはできない。そして、A氏は本件貸付によって、梅野氏が自らの要求に従って、簿外口座を利用し、他の取締役、監査役や監査法人に秘して、会計帳簿にいつさい現れないという前提で本件契約書を準備したことを認識していた
25 と認められる。

したがって、当委員会が調査の過程において収集した証拠関係に基づいて

認定した事実を前提にすれば、A氏の五洋亜細亜に対する貸金返還請求権の存在は認められず、本件貸付は存在しない。

3 本件貸付の類似事案が他に存在する可能性—ガバナンスの欠如

当委員会の調査において他に本件貸付の類似事案は見当たらなかった。

5 当委員会はメールアドレスを解説し、五洋インテックスの全従業員に対し、2020年12月7日付で、①他の従業員からの貸付の有無ないしその可能性及び②簿外債務の存否ないしその可能性について情報提供を呼びかけたが、類似事案に関する情報提供はなかった。本件貸付に利用されたみずほ銀行芝支店のMNC名義の口座には、本件貸付の外に簿外となった期間中第三者からの入金はなかった。

10 しかしながら、本件貸付に利用されたみずほ銀行芝支店のMNC名義の口座には2020年4月9日にATMから25万円が入金され、同日中にウメノタクミ宛に同額が送金されていた。ATMからの入金であるため当該口座の管理者による入金であると判断されるものの、梅野氏は当該口座を管理していたのは唐沢氏であるとし、唐沢氏に対するヒアリングは実施できなかったから、本件調査において当該入金経緯は明らかにならなかった。

15 また、以下のように五洋亜細亜についてはガバナンスが欠如していたことから、類似事案が他に存在する可能性は否定できない

(1) 五洋亜細亜における取締役会によるガバナンスの欠如

20 五洋亜細亜の取締役会については、以下の内容の議事録が作成されている。

開催日 場所 出席者（議長に☆を付す）

① 2019年6月24日 オキナビル(当社東京支店) 唐沢氏(web)、陳氏(web)、林氏、梅野氏☆、小野氏

25 ② 2019年8月6日 オキナビル(当社東京支店) 唐沢氏☆、林氏

③ 2019年9月6日 当社本店 唐沢氏☆、林氏

- ④ 2019年9月24日 オキナビル（当社東京支店）唐沢氏☆、林氏
- ⑤ 2019年10月1日 当社本店 唐沢氏☆、林氏、梅野氏、陳氏、小野氏、西岡氏
- ⑥ 2019年10月2日 当社本店 唐沢氏☆、林氏
- 5 ⑦ 2019年10月10日 オキナビル（当社東京支店） 唐沢氏☆、林氏
- ⑧ 2019年10月28日 オキナビル（当社東京支店） 唐沢氏☆、林氏
- ⑨ 2019年12月3日 オキナビル（当社東京支店） 唐沢氏☆、林氏、小野氏、陳氏、梅野氏
- ⑩ 2020年1月27日 オキナビル（当社東京支店） 唐沢氏☆、梅野氏、小野氏、林氏、陳氏
- 10 ⑪ 2020年2月19日 オキナビル（当社東京支店） 唐沢氏☆、梅野氏、林氏、陳氏、小野氏
- ⑫ 2020年3月31日 当社本店 唐沢氏☆、梅野氏、陳氏、小野氏、林氏

15 なお、①の「2019年6月24日」という日付は、MNCが五洋インテックスに未だ買収されておらず、名称も「五洋亜細亜」に変更されていないこと、陳氏、梅野氏、小野氏も取締役には就任していないこと等の事情に加え、後述の小野氏ヒアリング結果に鑑みれば、同取締役会議事録は、2020年6月24日付けのものである。

20 唐沢氏は、2016年3月以降、東京都港区に住居住所を置き、当該住所はMNC及び五洋亜細亜の代表取締役の住所として登記されていた。しかし、社内調査の際に取得された出入国記録の照会の結果、同人は2018年4月に出国し、以後2020年11月まで入国記録がない（唐沢氏の出入国記録）。

25 梅野氏は、五洋亜細亜の取締役会の開催状況について、2020年3月末まで、上海ないし東京駅付近の喫茶店で唐沢氏と会い、大阪の陳氏にはWeb

でつないで五洋亜細亜の経営に関する事項について話し合い、これを取締役会としたと述べた。小野氏や林氏には事後的に承諾を取ったこともあるとも主張した。

5 林氏はMNCが五洋亜細亜になってから Wechat ないしその他の音声通話手段を用いた Web 会議の方法によって1回だけ取締役会をしたことがあると述べた。その際の出席者は、唐沢氏、梅野氏、陳氏で、その際に音声通話の方法により参加していた唐沢氏の声だけ聞いたことがある。林氏によれば、これは唐沢氏との唯一の接点である。林氏は取締役会議事録に印を押したことはなく、押すことを承諾したこともない。林氏自身が使用している印鑑は
10 五洋亜細亜の取締役会議事録に捺印されているものとは異なると説明した。

小野氏は取締役会を行ったことはないと述べ、1度だけ、梅野氏に依頼されて、梅野氏、小野氏が退任する直前の日付の取締役会議事録に押印したと述べた、当委員会の委員が「2019年6月24日」付けの取締役会議事録
15 (写し)の押印部分を小野に提示して確認したところ、小野氏は、同議事録の印影について自分で押印したものであると思うと述べた。

F氏は2019年8月から、G氏は同年9月以降、五洋亜細亜に雇用され、同年9月2日以降、本店のあるオキナビルで勤務していたところ、いずれも、唐沢氏がオキナビルに来たことは、一度も見たことがない、取締役がオキナビルにおいて会議をしたことは一度も見たことがない旨を供述した。F氏は、
20 林氏が数回、陳氏が別機会に数回、オキナビルを訪れた旨を述べ、G氏は、林氏が数回オキナビルを訪れた旨を述べた。F氏及びG氏はともに、梅野氏は通常、a証券におり、日々の業務は、F氏がa証券に出向き梅野氏の指示を受け、梅野氏が日常的にオキナビルに来ていたわけではない旨を述べた。

E氏も、梅野氏が2019年4月ころからa証券の入退室キーを有していた
25 こと、五洋亜細亜の取締役就任後も同社のメディカル事業のスペースにあったデスクを使用していたこと、E氏自身が梅野氏に対してオキナビルへ出勤

するよう促したことがあると述べた。

D氏は、取締役会議事録は提出してもらっているけれども、提出してくれと言ってから作っていると思う。唐沢氏も見たこともないし、一気に出てきたと述べた。

5 唐沢氏の本邦への入国記録がない点について梅野氏は、唐沢氏はカナダ国籍のパスポートも有していると説明する。しかし、梅野氏のほかに唐沢氏を見たことがある者がいないことからすれば、梅野氏と唐沢氏が東京駅の喫茶店に集まって、大阪の陳氏と Web で接続して取締役会を行っていたという梅野氏の話は信用できない。

10 また、林氏のヒアリング結果からすれば、唐沢氏と林氏と2人のみで取締役会を開催したことになる②ないし④、⑥ないし⑧は明らかに不存在である。したがって、MNCの2019年8月9日の五洋インテックスからの4000万円の借り入れ(②)、2019年9月27日の1800万円の借り入れ(③)、五洋亜細亜に社名変更した後の2019年11月1日及び同年
15 11月11日のe社からの合計7000万円の借り入れ(⑧)、2019年11月1日のe社に対する300株の増資(⑧)等を決議した五洋亜細亜の取締役会決議は存在しない。

また、①、⑤、⑨ないし⑫のうち、林氏が参加したのは1度のみで、そのとき唐沢氏はウェブ参加だった。また、小野氏は1度も取締役会に参加して
20 おらず、①について事後承諾をしたことがあるだけである。五洋亜細亜の従業員としてオキナビルに常駐していたF氏やG氏が唐沢氏を見たことがないことからすると、⑨ないし⑫は存在しない。

まそもそも取締役会の意義は、会社の経営に影響を及ぼす重要事項に関して、出席義務のある取締役が一堂に会し、多角的な視点からの議論を経て、
25 慎重に検討を重ねて経営の方針を決する点にある。梅野氏が個別に他の取締役と話し合ったのみでは、取締役の意義を満たすとは言えない。このように

五洋亜細亜の取締役会はほとんど不存在に等しい状況にあった。

2019年11月1日及び同年11月1日に合計7000万円を融資し、同年11月1日に300株の増資を引き受けたe社の代表者であるN氏が、2019年11月1日に五洋亜細亜の取締役に就任したとの登記が同年11月28日にされ、就任と同じ同年11月1日に退任したとの登記が2020年3月11日にされている。こういった通常考えられないような登記が行われていることも、五洋亜細亜における取締役会のガバナンスの欠如を裏付けている。

本件貸付についても、五洋亜細亜の取締役に、五洋インテックスの社長室室長兼管理本部部長の立場にあった小野氏は2020年3月の時点でA氏から本件貸付について聞いていた。同年4月15日にはAに促して、本件貸付の存在をa証券のE氏に伝えさせている。2019年9月27日の1800万円の借り入れについて取締役会決議が行なわれた内容の取締役会議事録が作成されたことから明らかなように、3500万円の借り入れは五洋亜細亜にとって取締役会決議が必要な多額の借財にあたる。本来であれば、小野氏はA氏から話を聞けば即座に五洋亜細亜において取締役会決議が必要であることを認識し、五洋亜細亜の取締役会において問題提起をしなければならなかった。しかし、五洋亜細亜においては、取締役会のガバナンスがまったく欠如していたため、こうした統制は働かなかった。

20 (2) 五洋亜細亜における親会社によるガバナンスの欠如

五洋インテックスがMNCを買収する時点から、MNCの代表者である唐沢氏は体調不良で、そのため2019年3月から事業を休止して実質的に休眠状態であると説明がなされていた。買収時にデューデリジェンスを行なった会社の担当者も、監査を担当する監査法人も、買収後まもなく五洋亜細亜に入社した2人の従業員も唐沢氏には会ったことがない。設立直後にMNCの取締役に就任し、五洋亜細亜になってからも取締役を続けていた林氏も音

声のみの Web 会議で1度声を聞いたことがあるだけだった。登記上は代表者である唐沢氏は国内に居住していることになっていたものの、唐沢氏の入出国記録によれば、2018年4月に日本を出国して以来、日本に入国していない。また、五洋インテックスが中国の唐沢氏に郵便物を送る際は上海泛亜宛に送ることになっていて、会社として唐沢氏の住所も把握していなかった
5 (MNC 財務調査報告書、唐沢氏の入出国記録、F 氏、G 氏、林氏、c 社、コスモスヒアリング結果)。

このような人物が買収後も五洋亜細亜の代表者を続けることになった経緯について、E 氏は梅野氏から MNC の譲渡で協力してもらおうので代表を交代できないと説明を受けた。安く譲ってもらおう手前しばらく給料を払うという趣旨だった (E 氏ヒアリング結果)。
10

また梅野氏の説明によると、当時五洋インテックスは自主規制法人から管理担当取締役と子会社の代表を分けるようにと指導を受けていて、管理担当取締役である梅野氏が五洋亜細亜の代表者になることはできなかった。そのため、名目上唐沢氏を代表者にしておく必要があった。もっとも、梅野氏は前述のように2020年3月末まで唐沢氏と上海や東京の喫茶店で取締役会を行なっていて、後述のように五洋亜細亜の通帳や印鑑は原則として唐沢氏が管理していたとも述べている (梅野氏ヒアリング結果)。
15

五洋亜細亜の会計担当者である H 氏は五洋亜細亜について2020年に入ってb社が記帳を担当するまで月次試算表も受け取っていないかった。五洋亜細亜の会計については梅野氏がやっているという認識だった。五洋インテックスと連結子会社のイフはH氏が会計を見ていた。しかし、2020年に入ってから、五洋亜細亜については連結の数字としてまとめるだけで、社内で問題になるまではまったく内容を認識していなかった。
20

五洋インテックスが2018年8月7日に東京証券取引所に提出した改善報告書では、社外取締役及び監査役の子会社の経営状況の把握のため、子
25

会社の代表取締役は、五洋インテックスの月次の定例取締役会に出席して、経営状況の報告を行なうことになっていた。しかし、唐沢氏は五洋インテックスの取締役会に出席したことも、五洋亜細亜の経営状況についての報告を行なったこともなく、五洋インテックスの取締役会において五洋亜細亜に関する報告を行なっていたのは梅野氏だった。

5

また、改善報告書では、子会社の監査役に就任した五洋インテックスの外部監査役が子会社の取締役会に出席することを当然の前提としていたものの、五洋亜細亜の監査役に就任した戸田氏は取締役会議事録上1度も五洋亜細亜の取締役会に出席していない。さらに、五洋亜細亜の決済書類の閲覧・確認を行なうべき五洋インテックスの管理担当取締役は、不在の唐沢氏に代って

10

五洋亜細亜を取り仕切る梅野氏だった。そのため、会計担当者のH氏は連結子会社のうちイフの会計のみを把握し、五洋亜細亜については連結の数字しか見ていないという状況になっていた（H氏ヒアリング結果）。

本件貸付についても、五洋インテックスの社長室室長兼管理本部部長で五洋亜細亜取締役の立場にあった小野氏が2020年3月の時点で本件貸付の存在を聞き、内部監査室室長の立場にあったD氏が2020年4月の時点で本件貸付の存在を聞いていた。2人は本件貸付を雑談の話題にしたこともある。本来であれば、管理本部部長である小野氏は本件貸付が五洋亜細亜の貸借関係として把握されていないことをすみやかに認識したはずであるし、D氏は従業員から子会社が資金を借り入れるというイレギュラーな取引を即座に調査対象としたはずである。しかし、五洋亜細亜においては親会社である五洋インテックスによるガバナンスも欠如していたため、こうした統制は働かなかった（2020年2月1日付五洋インテックス組織図、小野氏、D氏ヒアリング結果）。

15

20

25 (3) 五洋亜細亜の印鑑及び通帳の管理

梅野氏は、印鑑及び通帳の管理状況について、通常時は唐沢氏が印鑑も通

帳も保管しており、梅野氏が預かった通帳を唐沢氏に返却できないときは、オキナビルの施錠できる引き出しにおいて保管し、鍵は梅野氏が管理していた旨述べた。

5 F氏は、印鑑及び通帳の管理状況について、印鑑はたまにa証券の机の引き出しに保管されていたこともあるが、ほとんどの場合は梅野氏が通帳とともに持ち歩いていたと述べた。F氏は、五洋亜細亜の社印を押すべき書類に、梅野氏が押印するのを見たことがある。F氏自身が、梅野氏の指示により、銀行の手続きをする際に、梅野氏から通帳及び印鑑を預かったことがあると述べた。

10 G氏は、通帳について「五洋亜細亜」への名義変更手続きのために、F氏とともに、当該銀行の通帳を預かったことがある旨述べた。通帳及び印鑑が通常どのように保管されていたのかは知らないとのことだった。

コスモスは、五洋インテックスに対する会計監査業務等のやりとりを通じて、五洋亜細亜の通帳及び印鑑は、梅野氏の管理下にあったと認識していた。

15 五洋亜細亜名義の三菱UFJ銀行及び三井住友銀行の普通預金口座の2019年9月から2020年5月までの通帳をみると、三菱UFJ銀行の口座につき、

2019年9月26日から同年10月25日まで 30日間

20 2019年12月3日から同月26日まで 23日間

2020年1月31日から同年2月20日まで 20日間

2020年3月9日から同月25日まで 16日間

2020年3月31日から同年4月24日まで 24日間

2020年5月2日から同月18日まで 16日間

25

を除いて、2週間以上の期間を空けて通帳を使わなかった事実はない。

仮に、梅野氏と唐沢氏が定期的に日本ないし中国で会っていたとしても、頻繁に日本での通帳の使用機会があれば、その都度、これを預かり・返却するのは煩雑である。また、通帳を利用した振込の際には、銀行印兼実印も使用するので、印鑑の保管に関しても同様のことが言える。

- 5 以上に加えて、前述のように梅野氏が五洋亜細亜本社ではなく、日常的に a 証券において勤務していたことに鑑みると、通常時は唐沢氏が保管していたという梅野氏のヒアリング結果は真実であるとは認めがたい。

五洋亜細亜の通帳及び印鑑は通常梅野氏が保管していたと認められる。

(4) 五洋亜細亜及びその取引会社と梅野氏の関係

10 ア 買収前の MNC と梅野氏の関係

- 林氏によればMNCが設立された当時林氏を役員に誘ったのは梅野氏で、林氏自身はMNCを梅野氏の会社であると認識していた。また、林氏はMNC時代に1度もMNCの取締役会に出席したことがなく、全く経営に関与していなかった。MNCのデューデリジェンスの際の資料によれば、林氏は会計を担当していることになっていたが、林氏によれば会計の書類を見たことは1度もなかった (MNC組織図、林氏ヒアリング結果)。
- 15

- 五洋インテックスから提出された梅野氏のノート PC のコピーのデスクトップフォルダの中にある「MNC 見積もり」フォルダには、MNCの旅行の見積もりと思われるファイルが複数保存されている。例えばその中の「3 钻一晩二天报价 (東京一地+鎌倉)MNC-上海泛亚 (1).doc」を確認すると、右上部分に「MNC 株式会社 (MNC 毎日旅行)」と記載され、その下に「担当梅野」と記載されている。その横の括弧内には梅野氏の携帯電話の番号が書かれている。文書末尾に記載された日付は2018年2月22日である。文書の情報によれば、最終更新日は2018年2月23日となっていて、最終更新者欄には umeno umeno というユーザー名が記載されている。こういった内容のファイルが梅野氏のノート PC に複数保存されていることは、MNC
- 20
- 25

が梅野氏の会社であるとの林氏の認識を裏付けている。

また、梅野氏の PC デスクトップの「MMC M&A 及びその他書類」フォルダ内には林氏名義梅野氏宛の word 文書が保存されていた。その内容は以下のとおりである。

5

梅野先生

色々ありがとうございます。

聞かれた事項について、以下の通り、お答します。

10

一.2018/12/31 時点、預金:3,658,231 現金:187,728

二.別紙をみてください。1.三菱 UFJ ¥2,776,794 2.三井住友 ¥881,437

三. 2018/12/31 時点、事務所敷金:135 万円、旅行業務弁償金:60 万円

四.総勘定元帳が作られていなかったのか、引っ越しの時に、失くされたかと思えます。探してみましたが、見つかりませんでした。

15

すみませが、よろしくお願ひします。

林 明華より

20

この文書の情報を確認すると、作成日時更新日時いずれも 2019 年 6 月 17 日で、作成者、最終更新者欄にはいずれも umeno umeno というユーザー名が記載されている。梅野氏の PC に残されたデータや林氏のヒアリング結果からすれば、梅野氏は MNC が五洋インテックスに買収されるよりも、はるかに前から MNC の実務を担っていたし、五洋インテックスが MNC を買収する際に、林氏に問い合わせた書類を入手していることを偽装しつつ、その実は自ら作成していた。

25

以上から、五洋インテックスが MNC を買収する前から、梅野氏は MNC

の実務に携わっていたと認められる。

イ 新双日と梅野氏の関係

新双日は、平成21年6月に設立され、旅行業、ナチュラルミネラルウォーター・健康食品・化粧品等の輸出入、中国との貿易・市場調査・コンサルト業務、中華料理店等の経営等の事業を行う会社である。

登記簿によると、唐沢氏は、遅くとも2017年1月から、同社の取締役及び代表取締役に就任している。梅野氏は、遅くとも2017年1月から取締役に就任している。両者は、2019年8月31日に取締役（唐沢氏に関しては代表取締役）から退任し、その旨の登記が2020年7月16日付けで登記されている。また、2020年6月20日にM氏が取締役、代表取締役に就任した旨が、2020年7月16日付けで登記された。2019年8月の唐沢氏及び梅野氏の退任後、2020年6月のM氏の就任までの間、登記上、新双日の取締役は存在しない。

梅野氏のノートPCデータには、タイトル名「合意書M」ワード文書が保存されている。同文書は、作成者を梅野氏のノートPCアカウント、作成日時を2020年7月15日、最終印刷日時を2020年7月15日とするもので、以下の内容を含む新双日（代表取締役唐沢氏）－M氏－梅野氏の三者合意書（2020年7月15日付け）である。この合意書には概略以下のようことが記載されている。

- M氏が、新双日の代表取締役就任を承諾する
- 新双日はM氏に対して、登記完了から業務稼働まで毎月5万円を支払う
- 新双日はM氏に対して、業務稼働後は毎月15万円を支払う
- 業務とは、①管轄官庁、銀行等への対応、②代表者としての形上の応酬関係等を指す
- 梅野氏は、証人・仲裁者として、責任を持って誠実に実行することを監督する

林氏は、新双日について、梅野氏から、同社は梅野氏の旅行会社であると聞いた気がする旨述べた。梅野氏は当委員会のヒアリングにおいて、新双日は唐沢氏の会社であると述べた。

ウ 上海泛亜と f 社と梅野氏の関係

5 F 氏によれば五洋亜細亜の売上の 8 割は上海泛亜に対するもので、上海泛亜の仕事は f 社という会社に外注していた。上海泛亜が値段を決めて、梅野氏が f 社と値段の交渉をした。G 氏は五洋亜細亜の取引先として、上海泛亜のほかには、2020年の初めに返金対応になった会社しか覚えていない (F 氏、G 氏ヒアリング結果)。

10 2020年3月21日に上海泛亜のL氏から梅野氏宛に送信されたメールの末尾には Shanghai Intercontinental Travel Service Co., Ltd と英語で社名が記載されている。これは上海泛亜の英語名であると認められる。そして、梅野氏を五洋インテックスの取締役候補として臨時株主総会の招集請求がなされた際の、梅野氏の略歴には、2009年4月以降 Shanghai
15 Intercontinental Travel Service Co., Ltd の現任副総経理である旨記載されていた。また、上海泛亜の総経理はJ氏という名前で、f 社の代表者も中国在住のJ氏という人物である。したがって、上海泛亜と f 社の代表者は同一人物で、上海泛亜の副総経理であった梅野氏とは深い関係にあると考えられる。

20 五洋亜細亜の総勘定元帳上の2019年度売上額の9割は上海泛亜に対するもので、弥生会計データ上の2020年度売上額は返金対応になったマイナスの売上を除いて全て上海泛亜に対するものである。そして、2019年2020年を通じて上海泛亜に対する売上額のおよそ9割が f 社に対する仕入額として計上されている。また、上海泛亜に対する売上の入金額が2割程度であるのに対し、f 社に対する仕入の支払は全て終わっている。結果として、五洋亜細亜から上海泛亜及び f 社に対して巨額の資金が流出した (2
25

019年度五洋亜細亜総勘定元帳、2020年度五洋亜細亜弥生会計データ)。

梅野氏は2020年2月12日に会計顧問の会計士に対して、サービスの提供は60%くらい五洋亜細亜によって行なわれたとか、五洋亜細亜は中国側の顧客に見積もりをして価格を決めたなどの説明をするメールを書いている。しかし、F氏のヒアリング結果や会計上の数字を見る限り、この説明は実態と乖離している(2020年2月12日付梅野氏作成メール、F氏ヒアリング結果)。

エ 上海泛亜に対する4800万円の貸付

(ア) 貸付の実行と一部弁済

10 五洋亜細亜は新双日に対し、2020年3月3日に2800万円、2020年3月9日に2000万円を振込んだ。この新双日に対する振込は上海泛亜に対する貸付として行なわれた。

15 2020年2月28日付金銭消費貸借契約書は金額が2800万円、用途がインバウンド業務提携に向けた取り組み及びIATA加盟のための運転資金、貸付実行日が2020年3月3日、利率が3%、弁済期日が2020年6月30日、指定振込先は三井住友銀行新橋支店のシンソウジツ(カ名義の口座となっている。五洋亜細亜代表取締役唐沢氏の押印と、上海泛亜董事長J氏の押印がある。

20 また、2020年3月3日付金銭消費貸借契約書は金額が2000万円、用途が同じ、貸付実行日が2020年3月4日、利率が3%、弁済期日が手書きで修正されて10月25日、指定振込も同じである。同じく五洋亜細亜代表取締役唐沢氏の押印と、上海泛亜董事長J氏の押印がある。

25 この2月28日付金銭消費貸借契約書の2800万円の貸付金のうち、1000万円は2020年3月23日に、別の1000万円は2020年3月24日に、新双日から三井住友銀行日比谷支店の五洋亜細亜名義の口座に振り込まれて弁済された。また、同日800万円が同口座に現金で入金された。

800万円を現金で弁済することについてはメールのやりとりが存在する。前述の2020年3月21日に上海泛亜のL氏から梅野氏に送付された電子メールの第2項には中国語で次のように書かれている。

5 關於借用餘款 800 萬日幣,已經委託我們在日業務聯繫人把餘款直接交給您。預訂下週二 24 號上午十時,我們已把您的手機號碼告訴他,請接洽。因疫情持續銀行外匯遲緩。抱歉。

その内容は概略800万円を現金で直接返すという趣旨である。現金で入金された800万円が上海泛亜からの弁済であることの証憑がこのメールである。

(イ) 梅野氏ヒアリング結果

梅野氏はヒアリングにおいて3月24日に新双日から返金された2800万円はA氏の本件貸付金が五洋亜細亜に還流されたものだと話した。A氏が貸付金を振り込んだMNC名義の口座は唐沢氏が管理していて、800万円の現金は唐沢氏が指示した人が持ってきたということだった。梅野氏は唐沢氏には重大な責任があるとも述べた。梅野氏が上海泛亜の貸付について、唐沢氏に対し、勝手なことをやっては困るから早く金を返すようにと伝えたところ、お金が返ってきたということだった。一方で、通帳を見なければはっきりとはわからないとか、想像ですけどなども述べた。

(ウ) 梅野氏のPCに残された金銭消費貸借契約書データ及び梅野氏のメール

梅野氏のノートPCのデータには、タイトル「2020.3.3 金銭消費貸借契約書」とのワード文書が保存されている。当該文書の作成者は「nonaka」、最終保存者は「umeno umeno」、コンテンツの作成は2020年3月1日、最終保存は同月9日である。当該文書は、以下の内容を含む2020年3月3日付け新双日-O氏間の金銭消費貸借契約である。なお、O氏は梅野氏の元

妻である（梅野氏ヒアリング結果）。

貸主 新双日

借主 O

5 貸付金 4800万円

貸付実行日 2020年3月3日に2800万円

同月10日までに2000万円

使途 競売物件残金の支払い

10 このワード文書には、前述の印鑑が押されたバージョンと少し内容が異なるものの、貸主を五洋亜細亜と借主を上海泛亜とする2800万円の金銭消費貸借契約書を書き換えて作成したことがわかる変更履歴が残っている。

また、梅野氏は2020年1月13日、五洋亜細亜の業務用メールを利用して、不動産会社に対して次の内容のメールを送信している。

15

早速のご返信ありがとうございます。

さて、この物件につきまして、私の持ち分を競売にかけられ、妻の名義で入札に参加します。

御依頼したい事が下記の通りです。

20

①競落後、物件を担保し、融資が可能かどうか？

②その後の2年以内に、完済する。

以上の御依頼で、可能であれば、詳しく打ち合わせをしたいと考えています。

宜しく申し上げます。

梅野

25

また、梅野氏は2020年3月6日に弁護士から受け取った「裁判所から

の書面をお送りします」というメールに対して、同じく五洋重細亜の業務用メールから次のような返信をしている。

度々大変失礼致します。

5 下記の通り、草稿を作成してみました。

引き続き宜しくお願いします。

下記

私〇は、新型コロナの問題で中学生の娘を連れてカナダに来ております。

以下の理由で3月10日迄にお支払い手続きが困難であることをお伝え致します。

10

1)新型コロナの感染を回避する為、カナダに暫く滞在する為。

2)娘が未成年なので、東京には戻れない状態です。

3)私が戻れないと、お金の移動移管が難しい状況にあるため。

以上、ご検討の上、一時延期されますよう、宜しくお願いします。

15

2020/3/6

20

梅野氏は、東京都大田区所在の建物（区分所有）につき、2002年8月9日以降、持分6280分の4274を有していた。なお、残持分6280分の2006については、〇氏に帰属していた。2019年2月22日、梅野氏の持分対して、強制競売開始決定がなされ、2020年1月23日、〇氏が落札した。2020年3月10日、〇氏が落札代金を納めたことから、梅野氏の持分は、強制競売による売却を原因として〇氏に移転した。〇氏の所有権に対して、2020年3月10日の金銭消費貸借を原因として、2020年3月16日、債権者新双日、債権額4800万円の抵当権設定仮登記がなされた（全部事項証明書）。

25

同じ建物の〇氏持分に対し、2019年12月10日の金銭消費貸借を原

5 因として、2020年12月10日債権者林氏、債権額3000万円の抵当権設定仮登記がなされている。林氏はO氏に対してお金を貸したことはなく、この抵当権設定仮登記は自分の承諾なくなされたものであるとのことであると述べた。また、林氏の抵当権設定登記について梅野氏は、林氏の名前で登記をすることについて承諾を得ていると述べた（林氏、梅野氏ヒアリング結果）。

また、新双日の登記について梅野氏は、元妻が女同士で唐沢氏に頼んだのではないかと思うと述べた（梅野氏ヒアリング結果）。

(エ) 2020年3月20日付合意書

10 梅野氏がA氏のお金を還流させたものと述べた2800万のうち、2020年3月23日及び同年3月24日に振り込まれた合計2000万円が上海泛亜からの返金であることを示す証憑として、2020年3月20日付け五洋亜細亜—上海汎亜—新双日の三者間合意書が存在する。

15 これは貸主を五洋亜細亜代表取締役の唐沢氏、借主を上海泛亜董事長のJ氏、連帯保証人を新双日最高経営執行者の林氏とする合意書である。これによれば、五洋亜細亜と上海泛亜の2020年2月28日付金銭消費貸借契約書について新双日が連帯保証人となる追加合意がされ、上海泛亜の債務額2800万円を新双日が2020年3月25日までに上海泛亜の代わりに弁済することとなっている。この書面の林氏の印影は、五洋亜細亜の取締役議事録に押印されたものとは異なっているが、林氏が自分はいずれも使わないと述べ、当委員会に提出した実印の陰影とも一致しない（林氏ヒアリング結果）。

(オ) 2019年6月24日付五洋亜細亜取締役会議事録

25 2020年3月20日付合意書に五洋亜細亜の取締役である林氏が新双日の最高経営執行者として登場する点や、唐沢氏が新双日の代表取締役として登記され、梅野氏が新双日の取締役として登記されている点は監査法人による監査の過程においても問題となった。

2019年6月24日付五洋亜細亜取締役会議事録（前述のように2019年は日付の誤りで実際は2020年であると思われる）はこの処理に関するものである。開催場所はオキナビル、出席者は唐沢氏（web）、陳氏（web）、林氏、梅野氏、小野氏で、唐沢氏の指名によって梅野氏が議長代行となったと記載されている。決議事項第1号は上海泛亜への貸付に関わる利益相反の有無についての追認事項となっている。

- ① 議長より標記の件につき、子会社の五洋亜細亜（株）が上海泛亜との金銭消費貸借契約書により、4800万円貸付を行った件（うち貸付金額の2800万円は既に3月24日までに返済された。新双日株式会社が連帯保証人として債務の履行を行った結果となった。貸付金の送金については、上海泛亜の授権により、新双日株式会社の口座に指定され、振込を行った。
- ② 残債権金額の2000万円につきましては、2020年10月25日返済予定。
- ③ 当時の説明としては、新双日株式会社の代表取締役唐沢ムエが病気療養で2018年6月以降職務執行を知人に委ねた。梅野拓実が当該会社の社外取締役であったが、辞任したことを、議場に説明したところ、全員異議なく、承認可決された。
- ④ しかしながら、その後色々と検証した結果、登記簿謄本上では唐沢ムエ、梅野拓実が当該会社の両氏が新双日株式会社の取締役のままであると言われているが、令和1年5月31日、梅野拓実が辞任届を提出したと主張するが、その時点で登記が完了しなかった。事実上令和1年5月31日をもって法的任期満了となった事実も判明されている。今回の取引においては、両氏の利益相反の可能性のあることではないかと指摘されているが、梅野拓実が上記の事実関係から、利益相反に当たらないと主張する。
- ⑤ 上記の事実に基づき、唐沢の任期満了による退任、梅野の辞任を追加登記の手続きを行うことも報告された。

- ⑥ 上記の曰く利益相反については、当時顧問弁護士に相談したものの、情報を正確に確認伝達しなかったため、顧問弁護士から確実な意見も得ないまま決議を早めたことがある。本日の討議にこの点につき、再び上記通り、事実の説明確認を行ったところ、全員に当該追認事項に対しての意見を求めた。

5

上記を参加者全員が承認した。小野氏が一度だけ、後から説明をうけて押印した取締役会議事録がこれである。

- (カ) 前述のように、梅野氏は新双日から返金された2800万円はA氏の貸付金が五洋亜細亜に還流されたものと述べた。しかし、みずほ銀行芝支店のMNC名義の普通預金口座から2020年3月24日までに引き出された資金はシンソウジツに対する振込900万円、現金1400万円の合計2300万円にすぎない。したがって、2800万円全てがA氏の貸付金の五洋亜細亜への還流であるとは認められない。しかしながら、上記の経緯を前提とすれば、4800万円が真実上海泛亜に対する貸付金であったのかという点を含め、過去の会計処理が実態に則していなかった可能性がある。

15

オ 口座から引き落とされた社会保険料

- 簿外口座となっていたみずほ銀行芝支店のMNC名義の普通預金口座からは3回に渡って社会保険料が引き落とされている。これは梅野氏の元妻のO氏の社会保険料である。梅野氏はO氏の社会保険料がみずほ銀行芝支店のMNC名義の普通預金口座から引き落とされている理由について、唐沢氏が変更するのを忘れていたのではないかと述べた（梅野氏ヒアリング結果）。

20

- みずほ銀行芝支店のMNC名義の普通預金口座が簿外口座になった後、残高が乏しく同口座から引き落としがされなかった2020年2月2日のO氏の社会保険料は、三井住友銀行日比谷支店の五洋亜細亜名義の口座から振込によって支払われている。また、A氏から入金がある前の2020年3月2日には、三井住友銀行日比谷支店の五洋亜細亜名義の口座から社会保険料4

25

万2982円がATMで引き出され、同日簿外口座であるみずほ銀行芝支店のMNC名義の普通預金口座にATMから入金された後に、社会保険料として引き落とされている。したがって、少なくともこの日、会計上認識されている三井住友銀行日比谷支店の五洋亜細亜名義の口座と簿外口座であるみずほ銀行芝支店のMNC名義の普通預金口座は同じ人物によって管理されていた。また、2020年6月1日には、この社会保険料は三菱UFJ銀行田町支店の五洋亜細亜名義の普通預金口座から自動引落されるようになった（五洋亜細亜三菱UFJ銀行通帳写し、五洋亜細亜三井住友銀行通帳写し、みずほ銀行取引明細書）。

10 O氏は五洋亜細亜の従業員の中でひとりだけ給与を現金で受け取っていて、給与を引き出した際に通帳に手書で注記が書き加えられていた。また、2019年度の五洋亜細亜総勘定元帳上も梅野という苗字の記載がなく、下の名前のみが記載されていた。また、五洋亜細亜における勤務実態はなかった。梅野氏は、旅行業務を行うためには責任者を置かなければならず、他に適当な人材が見つからなかったため検査がなされた場合に備えて従業員としておく必要があったと説明した（五洋亜細亜三菱UFJ銀行通帳写し、五洋亜細亜三井住友銀行通帳写し、2019年度五洋亜細亜総勘定元帳、F氏、G氏、梅野氏ヒアリング結果）。

15 カ 以上のように、梅野氏と買収前のMNC及び五洋亜細亜の取引先との間には、不透明な関係性と資金の移動が存在する。

(5) 本件貸付の類似事案が他に存在する可能性の検討

25 五洋亜細亜に対するガバナンスの欠如、印鑑及び通帳の管理状況、取引先との不透明な関係性と資金の移動状況からすれば、買収前のMNCや2019年4月28日の臨時株主総会で宮原氏が代表取締役になってから梅野氏が五洋インテックスの代表取締役を退任した2020年6月30日の間に、本件貸付の類似事案が他に存在する可能性を否定することまではできない。

4 本件貸付の発覚並びにその後の調査及び公表に関する問題

(1) 事実経過

川勝氏は、2020年6月30日、五洋インテックスの取締役及び代表取締役役に就任し、翌7月1日から業務を開始した。2020年7月下旬頃（川勝氏は「7月29日」、A氏は「7月22日」で認識にずれがある）、A氏から、同人が五洋亜細亜に対して本件貸付を行っている旨と打ち明けられた。A氏は本件貸付の契約書を提示し、川勝氏が写しの提出を依頼して、A氏はこれに応じた（川勝氏、A氏、菊地氏ヒアリング結果）。

川勝氏は、2020年7月中に、菊地氏に対して本件貸付の存否の調査を命じ、菊地氏は、P氏、B氏を補助者として調査を開始した。三者は、本件貸付契約書に押印されている五洋亜細亜の印影を確認し、早々に同印影が五洋亜細亜の実印によるものであることを確認した（菊地氏、B氏ヒアリング結果）。

菊地氏は2020年8月中にE氏に確認した際、E氏が同年3月か同年4月ごろに「そのような話を聞いたことはある」旨の事実を把握した。ただ、E氏は本人から聞いたわけではなくそういう話があるみたいだということの小野氏から聞いただけで、実際の話だとは思っていないようだった。また、同年8月か同年9月ごろ、菊地氏はD氏からも同年3月か同年4月ごろにそういう話を聞いたことがあると聞いた（菊地氏ヒアリング）。

また、本件貸付契約書に添付されていたみずほ銀行芝支店のMNC名義の普通預金口座への照会を開始したが、MNCから五洋亜細亜への名義変更手続きを経なければ口座の取引内容を開示することは出来ないとされた。B氏らは口座の名義変更手続きを行う一方で、2019年10月以降の決算資料を確認した。名義変更手続きに時間がかかって、入金を確認して菊地氏に報告した時期は2020年9月上旬だった。このころまでに川勝氏及び菊地氏は、本件貸付がA氏の梅野氏個人に対する貸付だとの心証を得た（菊地氏、B氏

ヒアリング結果)。

2020年9月23日の臨時取締役会において他の役員に対して本件に関する共有がなされなかったため、管理本部部長のD氏は、川勝氏及び菊地氏に対して、以下の内容の電子メールを送信した。

5

件名：五洋亜細亜について

川勝社長、菊地取締役

お疲れ様です。Dです。

五洋亜細亜の件について。

- 10
- ・本日の経営戦略会議でもお伝えした件→(役員・監査役への周知)
 - ・亜細亜の取引について、調査中段階での調査報告に関して、調査報告後の後日、東京SRの事務所にて役員全員に周知すべきと意見を伝えました。
- まだ、役員全員に内容をお伝えしていないのであれば、
- 15
- 早急に、周知すべきと思います。

また、川勝氏及び菊地氏は、同日、コスモスに対し、経営者確認書を提出した。そこには、「過去の財務諸表等の訂正が必要となるような重要な事実は発生しておりません」「当期において認識している内部統制の整備及び運用上の不備については、期中で是正されたものを含め、全て貴監査法人に開示しております」と記載されていた。

20

五洋インテックスは、同年9月23日、監査法人から前期(第43期)連結財務諸表についての無限定適正意見を受領し、翌24日、関東財務局に対して有価証券報告書を提出した。

25

A氏は2020年9月16日及び26日付けで、五洋亜細亜代表取締役の川勝氏宛てに、それぞれ3000万円及び500万円の返済を請求する内容

証明郵便を送付し、同郵便は、同年9月27日及び28日に五洋亜細亜に到達した。しかし、同年9月29日に開催された臨時取締役会が開催でも、本件貸付についての情報共有はなかった。

5 2020年10月7日、五洋亜細亜の代理人弁護士がA氏に対し、債務不
存在の内容証明郵便を送付した。同郵便は同年10月12日にA氏に到達し
た。これに対し、A氏は、同年10月13日、自主規制法人に対して、本件
貸付の存在を報告した。

同年10月14日、監査役の出席する定時取締役会において、菊地氏は、
A氏が本件貸付を主張している旨を報告した。

10 (2) 以上の事実経過の問題点

そもそも、取締役会は、業務執行に対する監督機能を有するとともに、株
式会社の経営に関する事項を多角的な視点から議論して検討する場であり、
会社の経営に影響を及ぼす事項は取締役会において報告され、取締役間で共
有される必要がある。特に、会社の決算書類は、取締役会で承認されるべき
15 ものであるから（会社法436条3項、435条2項）、決算に影響のある事
項を取締役に報告する必要性が高い。また、取締役は、株式会社に著しい
損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該
事実を監査役に報告しなければならない（会社法357条1項）。

20 そうしたところ、本件においては、遅くとも2020年8月上旬までには、
本件貸付契約書に五洋亜細亜の実印が押印されており、貸付実行先が商号変
更前のMNC名義の銀行口座に指定されていたことが判明していた。そして、
同年9月上旬には、上記銀行口座に、A氏名下での計3500万円の振込が
確認された。また、同時期ころに社内の従業員から、「そのような話を聞いた
ことがある」旨の供述も得られていた。

25 その上で、仮に、本件貸付が認められれば、前期（第43期）の決算に影響
が出ることは間違いなく、そうなるはずで遅れている決算報告の訂正、

ひいては上場廃止の判断を受ける危険性も帯びていた。ましてや、取締役会への報告が遅延していた2020年8月ないし同年9月下旬にかけては、まさに前期決算書類の確定の真っ最中であった。

5 以上からすれば、A氏による本件貸付の主張が、五洋亜細亜及び連結親会社の五洋インテックスの決算書類の内容に影響を及ぼし、両会社に「著しい損害を及ぼすおそれのある事実」に該当するものと評価される。したがって、本件貸付に関する主張を知っていた川勝氏、菊地氏両取締役は、2020年8月ないし遅くとも同年9月の監査役の出席する取締役会において、これを報告する必要があることを認識しなければならなかった。

10 もっとも、2020年6月末で代表取締役を含む全ての取締役が入れ替わって、A氏の主張を初めて聞いたときには川勝氏、菊地氏とも、五洋インテックスの経營業務に就いたばかりであったこと、未だに前期の決算が終わらずその対応が第一の優先事項であったこと、監査法人対応の担当者であるはずのA氏自身が五洋亜細亜の貸借関係をまとめた資料をメールで取締役に提出し、そこには自身の債権が記載されていなかったこと等の酌むべき事情も
15 ある。また、当委員会も本件貸付の成立を否定し、結果としては川勝氏、菊地氏らの心証と同一の結論になってはいる。

しかしながら、本件貸付は一見して不成立が明らかなものではない。本件貸付自体は不成立であったとしても、会社の実印が押された契約書が存在するだけで、内部統制の運用上重要な不備が存在することは明白である。したがって、本件については、直ちに監査役に報告し、あるいは取締役会において他の取締役と共有する必要があった。
20

また、本件では監査法人に対する経営者確認書が提出されている。経営者確認書は、監査法人が経営者に対して報告すべきことを全て報告したことを確認する趣旨で取り付けるもので、まさに本件のような事態を避けるために
25 行われる手続である。まして、五洋インテックスは2020年3月11日に

東京証券取引所から特設注意市場銘柄指定を受け、コンプライアンス意識の欠如や、適切な内部管理体制の構築に対する意識の希薄さを指摘されたばかりであった。

5 川勝氏及び菊地氏は、目先の問題に気を取られ、これまでに五洋インテックスが会社として指摘されている事項に真摯に向き合うという誠実さに欠けていた。

第6 再発防止策及び提言

10 本件貸付がまさに行われていた2020年3月11日、五洋インテックスは東京証券取引所から特設注意市場銘柄指定を受けた。その際に問題の背景として、元代表取締役らのコンプライアンス意識が著しく欠如していたこと、元代表取締役らに過去において五洋インテックスが実施するとしていた改善措置の実施に対する当事者意識が欠如していること、他の役員がこれらについて十分な注意を払わず、改善策への対応状況を確認しないなど、内部管理体制の構築に対する意識が希薄であることが指摘された。

15 本件貸付は、こういった指摘が行われる中で、まさと同じ状況を背景として生じた。本件貸付が行われた際の役員らはすでに全員退任し、五洋インテックスにおいては新たな役員らによる経営がはじまってはいるものの、各役員は改めて過去に五洋インテックスが受けた指摘を見直し、当事者意識を持って内部管理体制の構築に努める必要がある。

20 そして、本件貸付に関する代表取締役らからの他の役員に対する報告の遅延や、監査法人に対して本件貸付の事案発生を秘したまま経営者確認書を提出するといった行為の背景も、まさにコンプライアンス意識の欠如と五洋インテックスが過去に受けた指摘に対する当事者意識の欠如が背景にある。代表取締役らが取締役会に報告しなければ、出席の取締役・監査役による事案
25 検討はなされず、取締役会への報告がなされないまま一部の役員において対

応されれば、その対応策が会社にとって最善であるかの検討も出来ない。代表取締役らには、各役員が会社の実情を十分に把握し、情報を共有し、英知を結集して発生した事態に対処できるような体制の構築が求められていることを、改めて認識してもらいたい。

- 5 本件事案は新役員らによる経営が開始してわずか1か月程度の時期に生じた事案ではあるが、管理本部部長から代表取締役らに他の役員への事案の共有を求めるメールが送信され、事案発生後に役員らが問題を真摯に議論し、監査役が情報共有の遅れを指摘し、その内容について詳細に記載した取締役会議事録が作成されるなど、過去の五洋インテックスの状況を省みれば、社内
- 10 の状況が相当に改善しつつある様子も確認できる。

- しかしながら、問題が生じた際の役員らが全員退陣したとしても、組織としての風土は残り続けている。各役員は本件事案の発生を契機として、単に目の前の課題に対処するだけでなく、五洋インテックスが過去に受けた指摘を真摯に振り返り、組織の継続的な改善と、内部管理体制の構築に、当事者
- 15 意識を持って取り組んでいく必要があることを改めて認識する必要がある。

- 具体的には、改めて過去の第三者委員会報告書、改善報告書、市場関係者からの指摘事項等を洗い出し、途上となっている内部管理体制の構築及びその継続的な改善に関する作業を継続すると共に、五洋インテックスが過去に受けた指摘に対し、全役員が自ら受けた指摘として真摯に向き合って、改善
- 20 に取り組んでももらいたい。

以上

(資料)

MNC 名義の口座の資金移動の状況 (簿外の時期のみ)

日付	取引	引き出し額	預け入れ額	摘要	残高
2020/3/2	入金		¥42,982	ATM	¥55,202
2020/3/2	支払	¥42,982		社会保険	¥12,220
2020/3/10	入金		¥10,000,000	A	¥10,012,220
2020/3/11	入金		¥10,000,000	A	¥20,012,220
2020/3/12	入金		¥10,000,000	A	¥30,012,220
2020/3/15	支払	¥1,000,000		ATM	¥29,012,220
2020/3/15	支払	¥110		時間外手数料	¥29,012,110
2020/3/16	支払	¥1,000,000		ATM	¥28,012,110
2020/3/17	支払	¥1,000,000		ATM	¥27,012,110
2020/3/17	支払	¥1,000,000		ATM	¥26,012,110
2020/3/17	入金		¥2,500,000	A	¥28,512,110
2020/3/17	支払	¥3,000,000		シンソウジツ	¥25,512,110
2020/3/17	支払	¥440		振込手数料	¥25,511,670
2020/3/18	支払	¥1,000,000		ATM	¥24,511,670
2020/3/18	支払	¥1,000,000		ATM	¥23,511,670
2020/3/18	入金		¥2,500,000	A	¥26,011,670
2020/3/18	支払	¥3,000,000		シンソウジツ	¥23,011,670
2020/3/18	支払	¥440		振込手数料	¥23,011,230
2020/3/19	支払	¥1,000,000		ATM	¥22,011,230
2020/3/19	支払	¥1,000,000		ATM	¥21,011,230
2020/3/21	支払	¥1,000,000		ATM	¥20,011,230
2020/3/21	支払	¥110		時間外手数料	¥20,011,120

2020/3/21	支払	¥1,000,000		ATM	¥19,011,120
2020/3/21	支払	¥110		時間外手数料	¥19,011,010
2020/3/23	支払	¥3,000,000		シンソウジツ	¥16,011,010
2020/3/23	支払	¥440		振込手数料	¥16,010,570
2020/3/23	支払	¥1,000,000		ATM	¥15,010,570
2020/3/23	支払	¥1,000,000		ATM	¥14,010,570
2020/3/24	支払	¥1,000,000		ATM	¥13,010,570
2020/3/24	支払	¥1,000,000		ATM	¥12,010,570
2020/3/25	支払	¥1,000,000		ATM	¥11,010,570
2020/3/25	支払	¥1,000,000		ATM	¥10,010,570
2020/3/27	支払	¥1,000,000		ATM	¥9,010,570
2020/3/27	支払	¥1,000,000		ATM	¥8,010,570
2020/3/30	支払	¥1,000,000		ATM	¥7,010,570
2020/3/31	支払	¥42,982		社会保険	¥6,967,588
2020/4/9	支払	¥1,000,000		ATM	¥5,967,588
2020/4/9	入金		¥250,000	ATM	¥6,217,588
2020/4/9	支払	¥250,000		ウメノタクミ	¥5,967,588
2020/4/9	支払	¥220		振込手数料	¥5,967,368
2020/4/10	支払	¥1,000,000		ATM	¥4,967,368
2020/4/10	支払	¥1,000,000		ATM	¥3,967,368
2020/4/15	支払	¥500,000		ウメノタクミ	¥3,467,368
2020/4/15	支払	¥220		振込手数料	¥3,467,148
2020/4/15	支払	¥1,250,000		ウメノタクミ	¥2,217,148
2020/4/15	支払	¥220		振込手数料	¥2,216,928
2020/4/16	支払	¥99,000		ATM	¥2,117,928

2020/4/23	支払	¥1,000,000		ATM	¥1,117,928
2020/4/23	支払	¥1,000,000		ATM	¥117,928
2020/4/30	支払	¥43,025		社会保険	¥74,903
2020/7/5	支払	¥70,000		ATM	¥4,903